

平成29年度 第1回理事会

日 時：平成29年4月14日（金） 16：00～17：00

場 所：特別会議室（つくば市）

I. 報 告

1. 会計検査院による検査の結果（平成29年随時報告）について
2. 業務方法書の変更について（認可）
3. 中長期計画の変更について（認可）
4. 平成29年度計画について（届出）
5. 第1回機構会議等の開催について
6. 平成29年度研究ディレクター／研究コーディネーターの業務分担について
7. 特定母樹の指定について
8. 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター職員募集
のお知らせについて
9. 森林保険加入推進活動にかかる予定について
10. その他
 - (1) 今後の行事予定について
 - (2) 主要行事
 - (3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構理事会規程

会計検査院による検査の結果（平成 29 年随時報告）

1 報告件名

国立研究開発法人における研究開発の実施状況について

2 国会及び内閣に対する報告年月日

平成 29 年 3 月 29 日

3 検査対象

国立研究開発法人 31 法人

4 検査項目

- (1) 国立研究開発法人における収入、支出等の状況
 - ア 国立研究開発法人における収入及び支出の状況
 - イ 研究実施法人における外部資金の獲得状況
- (2) 研究開発の目標、実施、評価等の状況
 - ア 中長期目標の内容
 - イ 研究開発の実施の状況
 - ウ 研究開発成果及び当該成果に対する評価結果の状況
 - エ 定量的な指標の設定状況
 - オ インプット情報の評価書への記載状況及び評価への活用状況
 - カ 外部評価の活用状況等
 - キ 評価結果の反映状況及びその公表状況
- (3) 研究開発に係る人材の活用等の状況
 - ア 研究者等の職員の状況及び若年研究者の競争的資金の獲得状況
 - イ 人材活用等の状況
- (4) 研究開発成果の普及・管理等の状況
 - ア 学術論文の発表
 - イ 研究開発成果に係る特許権等の活用・管理等の状況
- (5) 公的研究費に係る不正防止の状況
 - ア 発注業務
 - イ 検収業務

5 会計検査院の所見

- (1) 外部資金による研究開発について、法人のミッションとの関係や法人の業務遂行への支障の確認に係る規程等が設けられていない法人においては、確認に係る審査体制等を明確に定める規程等を設けるなどして、確実に確認を実施する体制を整備すること。
- (2) 研究開発評価項目とセグメントとが適切に対応していない法人においては、セグメントを研究開発評価項目と適切に対応させること。
- (3) インพุット情報に対応するセグメント情報等を適切に用いて評価書に記載していない法人においては、対応するセグメント情報等の数値を適切に用いて記載すること。
- (4) 自己評価及び主務大臣評価の実施に当たり、研究開発評価項目ごとの研究開発活動に係る成果とインพุット情報とを対比するなどしてインพุット情報を評価に活用することにより評価の実効性の確保に努めるとともに、評価した内容を評価書に記述することなどについて検討すること。
- (5) 28年10月末時点において評価結果に対する翌年度以降の業務運営等への反映状況を明確にして公表していなかった法人においては、透明性の確保のため、評価結果を分析して、翌年度以降の業務運営等に適切に反映し、その反映状況を明確にした上で速やかに公表すること。
- (6) 研究開発等の推進のための基盤強化を図るための人材活用等に関する方針を作成していない法人においては、人材活用等に関する方針を速やかに作成して、遅滞なく公表すること。
- (7) 特許権を資産計上していない法人においては、業務実態等も考慮しつつ、特許権を貸借対照表に計上することによりその保有の状況を明らかにすることについて改めて検討すること、及び特許権を「その他無形固定資産」に含めて表示している法人においては、特許権、工業所有権等の当該資産を示す名称を付した科目をもって表示することを改めて検討すること。
- (8) 研究部門による検収を例外的に認める場合の事務部門による定期的な事後確認の方法を定めていない法人においては、当該方法を規程等に定めること。

6 当機構における対応

5の(1)に記載のある法人に該当しており、研究運営規程の改正により対応する考え。

国立研究開発法人における研究開発の実施状況についての報告書（要旨）

平成 29 年 3 月

会計検査院

1 検査の背景

我が国における科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策は、科学技術基本法（平成7年法律第130号）に基づいて行われている。政府は、同法において、科学技術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならないとされており、その策定に当たっては、あらかじめ、内閣府の「重要政策に関する会議」の一つとして設置されている総合科学技術・イノベーション会議（平成26年5月18日以前は総合科学技術会議。以下「CSTI」という。）の議を経なければならないとされている。基本計画には、研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）の推進に関する総合的な方針等を定めることとされ、8年度から1期5か年ごとに策定されている。

我が国の科学技術政策は、科学技術政策の司令塔として科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策の企画立案及び総合調整を行うCSTI、科学技術の振興に関する施策を実施する各府省等、各府省等から研究開発に対する投資を受けるなどして研究開発を実施する国立研究開発法人、国立大学法人等の大学、民間企業等の研究開発の実施主体により実施されている（《参考》図表1参照）。

このうち、国立研究開発法人は、国家的又は国際的な要請に基づき、民間では困難な研究開発に取り組み、国が定める中長期目標を達成するための計画に基づき業務を行う法人であり、科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的として、中長期的な視点に立って業務を執行することが求められている。また、これらの国立研究開発法人における研究開発には多額の資金が投入されており、そのうち国が交付した運営費交付金の23年度から27年度までの間の決算額は計4兆4258億余円となっている。

以上のような状況を踏まえて、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①国立研究開発法人における収入、支出等の状況、②研究開発の目標、実施、評価等の状況、③研究開発に係る人材の活用等の状況、④研究開発成果の普及・管理等の状況、⑤公的研究費に係る不正防止の状況等について検査した。検査に当たっては、27年4月1日時点における国立研究開発法人31法人の23年度から27年度までの間の研究費の支出額計2兆8942億余円及び資金配分額計1兆3007億余円を対象として、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）等に基づき国立研究開発法人から提出された23年度から2

7年度までの財務諸表等のほか、研究開発の実施状況についての調書等の提出を求め、これを在庁して分析するとともに、同31法人に対して会計実地検査を行った。

2 検査の状況

(1) 国立研究開発法人における収入、支出等の状況

国立研究開発法人31法人の27年度の収入額は計1兆5700億余円となっており、23年度と比べて1013億余円増加（23年度に対して6.8%増加）していた。収入額のうち、運営費交付金は8817億余円となっており、収入全体の過半を占めているものの、23年度と比べて362億余円減少（同4.0%減少）していた。27年4月に設立等された2法人を除く29法人の状況を法人別にみると、27年度の運営費交付金が23年度と比較して増加している法人は4法人であり、25法人は運営費交付金が減少していて、このうち7法人については、23年度から年々減少していた。国立研究開発法人31法人の27年度の支出額は計1兆5758億余円となっており、23年度と比べて1443億余円増加（同10.0%増加）していた。支出額のうち、研究費が5730億余円となっており、23年度と比べて165億余円増加（同2.9%増加）していた。また、資金配分額は3838億余円となっており、1443億余円増加（同60.2%増加）していた（《参考》図表2参照）。

自ら研究開発を実施している国立研究開発法人（以下「研究実施法人」という。）28法人のうち27年4月に統合されたため比較ができない1法人を除く27法人の外部資金の獲得状況を法人別にみると、27年度の外部資金の獲得額が23年度と比べて増加している法人は18法人であり、残りの9法人については外部資金の獲得額が減少していた。

(2) 研究開発の目標、実施、評価等の状況

ア 外部資金による研究開発の目的と中長期目標におけるミッションの関係等

研究実施法人28法人において、外部資金を獲得する際、その研究目的が法人のミッションに沿ったものとなっているかを確認する旨の規程等を設けているかをみると、一部の外部資金による研究開発について確認する旨の規程等を設けていない法人は4法人、全部の外部資金による研究開発について確認する旨の規程等を設けていない法人は8法人となっていた。また、研究実施法人28法人において、外部資金を獲得する際、研究者のエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）等の面で法人の業務遂行に支障を来さないかを確認する旨の規程等が整備されているかをみると、一部の外部資金による研究開発

について確認する旨の規程等を設けていない法人は4法人、全部の外部資金による研究開発について確認する旨の規程等を設けていない法人は11法人となっており、これらの法人のうち1法人では、一部の外部資金による研究開発について法人の業務遂行に支障を来さないか確認していなかった。

イ 研究開発成果及び当該成果に対する評価結果の状況

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）に基づく法人評価は、独法評価指針によれば、原則、目標項目を評価単位とすることとされており、国立研究開発法人31法人の27年度における評価単位についてみたところ、いずれも中長期目標又はこれに基づき作成した中長期計画、年度計画等において設定した目標項目となっていた（以下、評価単位としている項目を「評価項目」という。）。27年度における主務大臣評価及び国立研究開発法人31法人の自己評価について、各評価項目のうち、個々の研究開発課題等を実施したものに係る評価項目（以下「研究開発評価項目」という。）の評価結果をみたところ、計200項目のうち評価結果が標準であるB評価以上となっている項目が、いずれも計198項目となっていた。

ウ インput情報 の評価書への記載状況及び評価への活用状況

独法評価指針において、主務大臣による評価手法の一つとして、研究開発活動に係る成果と当該研究開発活動に投入された金額や人員（以下「インput」）との対比を行うなどにより、評価の実効性を確保するものとされており、インputに係る情報（以下「インput情報」という。）として、評価項目ごとに予算額及び決算額（いずれも支出）、経常費用等を記載することが求められている。また、各評価項目と一定の事業等のまとまりごとの区分に基づく財務会計上のセグメントが対応し、各評価項目のインput情報は、対応するセグメント情報や予算額等（以下、これらを合わせて「セグメント情報等」という。）を用いて記載されることが想定されている。しかし、通則法改正後に中長期目標が策定された10法人（《参考》図表3参照）のうち、研究開発評価項目とセグメントとが適切に対応していない法人が1法人、研究開発評価項目とセグメントとが対応しているもののセグメント情報等を適切に用いて27年度の評価書に記載していない法人が5法人見受けられた（《参考》図表4参照）。

さらに、研究開発成果のみならずインputにも着眼した評価を適切に実施し、

その内容を評価書上において明記することは、国民に対する説明責任を果たすためにも重要であるが、上記の10法人及び当該法人を所管している4府省において、インプット情報を自己評価及び主務大臣評価に活用していなかった。

エ 評価結果の反映状況及びその公表状況

独立行政法人は、評価結果を翌年度以降の年度計画や業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならないこととされているが、国立研究開発法人31法人から27年4月に設立された1法人を除いた30法人のうち、10法人は、28年10月末時点において、評価書に反映状況に係る項目を設けて記載するなどにより26年度評価結果の反映状況を明確にして公表していなかった（《参考》図表5参照）。

(3) 研究開発に係る人材の活用等の状況

少子高齢化が進み、国際競争をめぐる環境が厳しさを増す中、若年研究者等の多種多様な人材がその能力を最大限発揮できるような競争的な環境を整備することが喫緊の課題とされている。そして、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号）によれば、国立研究開発法人31法人を含む研究開発法人は、若年研究者等の能力の活用を図ることについて努めることとされている。

国立研究開発法人31法人における職員数等の状況をみたところ、27年度末の研究者は、15,134人と23年度末と比べて3.3%の減少となっており、若年研究者の人数は、4,258人と17.0%の減少となっていた。研究実施法人28法人について、若年研究者が自ら研究の代表者として27年度に獲得した競争的資金の状況をみたところ、若年研究者の獲得金額は、26億余円と23年度と比べて12.4%減少しているが、獲得件数は、1,106件と8.0%増加していた。また、若年研究者の獲得金額は全研究者の獲得金額の13.7%を占めており、獲得件数は26.8%となっていた。

国立研究開発法人31法人の27年度末における人材活用等に関する方針の作成の状況をみたところ、19法人は人材活用等に関する方針を作成していた。また、その公表の状況をみたところ、19法人のうち18法人は公表していたが、1法人は公表していなかった。一方、12法人は人材活用等に関する方針を作成していなかった。

なお、人材活用等に関する方針を作成しているものの公表していなかった1法人及び作成していなかった12法人のうち10法人は、会計検査院の検査を踏まえるなどして、

29年2月末までに公表し、又は作成して公表した（《参考》図表6参照）。

(4) 研究開発成果の普及・管理等の状況

ア 学術論文の発表

研究実施法人28法人において、当該分野の専門家により構成される委員会等が審査を行う査読により、論文の質について客観的に一定の担保がなされる学術論文（以下「査読付論文」という。）の発表数についてみたところ、27年度における査読付論文の発表数が23年度に対して30%以上増加している法人が5法人見受けられる一方、30%以上減少している法人が2法人見受けられた。

イ 研究開発成果に係る特許権等の活用・管理等の状況

研究実施法人28法人の27年度末の特許権、実用新案権、育成者権及び意匠権（以下「特許権等」という。）の保有状況をみたところ、全28法人が特許権等を保有していた。「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定）において、特許権等は独立行政法人の資産として位置付けられ、無形固定資産に属するものとされており、無形固定資産に属する資産は、特許権、実用新案権、意匠権等の当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならないとされている。しかし、27年度の貸借対照表に資産として計上していなかった法人が7法人見受けられ、また、特許権を資産として計上している21法人における表示科目をみると、当該資産の具体的な名称を付した科目名で表示せず「その他無形固定資産」に含めて表示している法人が5法人見受けられた（《参考》図表7参照）。

(5) 公的研究費に係る不正防止の状況

研究実施法人28法人が整備した公的研究費の不正防止や適正な管理に係る規程等における発注権限の定めについて、27年度末の状況をみたところ、一部を研究部門が直接発注するところがある15法人のうち、一定金額未満の消耗品の購入、緊急を要する場合、業務上やむを得ない場合等、研究部門が直接発注できる条件を規程等で定めている法人は14法人となっていた。一方、1法人は研究者による発注を原則禁止することとしているが、研究者が例外的に発注できる条件を具体的に書面で定めていなかった。

なお、この1法人は、28年6月に研究者による発注を例外的に認める場合の条件を規程で明確に定めた。

規程等における検収を実施する部門に関する定めについて、27年度末の状況をみた

ところ、一部を研究部門が検収する場合がある11法人のうち、研究部門が検収を行うことができる条件を規程等で定めている法人は10法人となっていた。一方、1法人は研究者による検収を原則禁止することとしているが、研究者が例外的に検収できる場合の条件を具体的に書面で定めていなかった。また、11法人のうち、6法人が事務部門による定期的な事後確認の方法を定めていたが、5法人は定めていなかった。

なお、研究部門による検収を例外的に認める場合の条件及び事務部門による定期的な事後確認の方法を定めていなかった1法人は、28年6月にそれらを規程で明確に定めた。

3 所見

第4期基本計画によれば、科学技術イノベーションに係る政策の一体的展開、人材とそれを支える組織の役割の一層の重視及び社会とともに創り進める政策の実現の三つを科学技術政策の基本方針とし、第4期基本計画の計画期間中の政府としての研究開発に対する投資額（地方公共団体の分を含む。）を対GDP比率1%、総額約25兆円にすることを目指すこととされている。

国立研究開発法人は、科学技術イノベーションに係る主要な実施主体であり、国家的又は国際的な要請に基づき、民間では困難な研究開発に取り組み、研究開発の最大限の成果を確保することを目的として、中長期的な視点に立って業務を執行することが求められている。

したがって、国立研究開発法人において、効果的かつ効率的という業務運営の理念の下、研究開発の最大限の成果が確保されるよう、国立研究開発法人及び主務府省においては、次の点に十分留意することが必要である。

ア 研究開発の目標、実施、評価等について、

(ア) 一部又は全部の外部資金による研究開発について法人のミッションとの関係や法人の業務遂行への支障の確認に係る規程等が設けられていない法人においては、確認に係る審査体制等を明確に定める規程等を設けるなどして、確実に確認を実施する体制を整備すること

(イ) 中長期目標が既に策定されている法人のうち、研究開発評価項目とセグメントとが適切に対応していない法人においては、セグメントを研究開発評価項目と適切に対応させること、インプット情報に対応するセグメント情報等を適切に用いて評価

書に記載していない法人においては、対応するセグメント情報等の数値を適切に用いて記載すること、並びに中長期目標が既に策定されている法人及び当該法人を所管する主務府省においては、自己評価及び主務大臣評価の実施に当たり、研究開発評価項目ごとの研究開発活動に係る成果とインプット情報とを対比するなどしてインプット情報を評価に活用することにより評価の実効性の確保に努めるとともに、評価した内容を評価書に記述することなどについて検討すること

(ウ) 28年10月末時点において評価結果に対する翌年度以降の業務運営等への反映状況を明確にして公表していなかった法人においては、透明性の確保のため、評価結果を分析して、翌年度以降の業務運営等に適切に反映し、その反映状況を明確にした上で速やかに公表すること

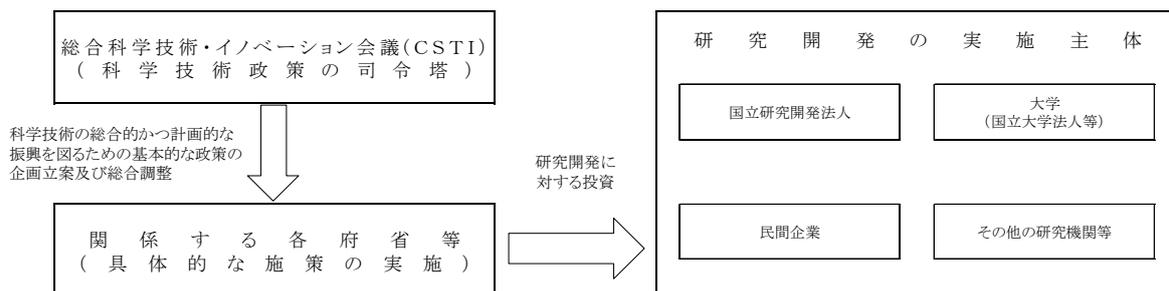
イ 人材の活用については、研究開発等の推進のための基盤強化を図るための人材活用等に関する方針を作成して、遅滞なく公表しなければならないとされていることから、作成していない法人においては、人材活用等に関する方針を速やかに作成して、遅滞なく公表すること

ウ 研究開発成果の普及・管理等について、特許権は、運営費交付金等を財源とする研究費等を用いて取得された国民共通の財産であるとともに、国立研究開発法人にとっても重要な業務上の成果であることから、特許権を資産計上していない法人においては、業務実態等も考慮しつつ、特許権を貸借対照表に計上することによりその保有の状況を明らかにすることについて改めて検討すること、及び特許権を「その他無形固定資産」に含めて表示している法人においては、特許権、工業所有権等の当該資産を示す名称を付した科目をもって表示することを改めて検討すること

エ 公的研究費に係る不正防止については、研究部門による検収を例外的に認める場合の事務部門による定期的な事後確認の方法を定めていない法人においては、当該方法を規程等に定めること

会計検査院としては、国立研究開発法人における研究開発の実施状況について、今後とも多角的な観点から引き続き注視していくこととする。

《参考》図表1 科学技術政策の実施体制の概要



《参考》図表2 国立研究開発法人31法人における収入及び支出の状況（平成23年度～27年度）

(単位:百万円、%)

区分		平成23年度 (a)	24年度	25年度	26年度	27年度 (b)	計	23年度に対する27年度の割合 (b)/(a)	
収入	運営費交付金	918,031	859,459	858,120	908,440	881,790	4,425,841	96.0	
	国からの収入	施設整備費補助金	43,742	65,426	127,499	89,531	30,554	356,753	69.8
		その他国からの収入	236,057	390,719	401,700	265,930	380,572	1,674,980	161.2
		小計	1,197,831	1,315,604	1,387,320	1,263,901	1,292,917	6,457,576	107.9
	国以外からの収入 注(1)	270,906	227,271	238,159	255,654	277,140	1,269,133	102.3	
	計	1,468,738	1,542,876	1,625,479	1,519,556	1,570,058	7,726,709	106.8	
支出	研究費 注(2) (法人数)	556,523 (29法人)	595,911 (30法人)	597,685 (30法人)	571,052 (30法人)	573,034 (29法人)	2,894,207	102.9	
	研究開発系人件費	190,305	181,599	177,406	189,053	191,064	929,428	100.3	
	資金配分額 注(3) (法人数)	239,493 (4法人)	210,649 (4法人)	210,646 (4法人)	256,161 (5法人)	383,822 (6法人)	1,300,773	160.2	
	その他経費 注(4)	445,162	433,349	546,954	458,678	427,953	2,312,099	96.1	
	計	1,431,484	1,421,510	1,532,692	1,474,947	1,575,875	7,436,509	110.0	

注(1) 「国以外からの収入」は、独立行政法人、大学、民間企業等からの収入である。また、病院機能を有する7法人（放射線医学総合研究所、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター）の病院収入も含まれている。

注(2) 「研究費」は、研究実施法人28法人及び研究開発を一部実施している科学技術振興機構が自ら研究開発を実施している業務における研究費の合計である。なお、「研究費」に人件費は含まない。また、同欄中の「(法人数)」については、これらの法人数の合計であるが、科学技術振興機構については、平成23年度における研究費の支出がなかったため、23年度の法人数については同機構を除いている。また、23年度から26年度までの法人数については、27年4月に旧医薬基盤研究所に統合されて解散した旧国立健康・栄養研究所を含む。

注(3) 「資金配分額」は、資金配分法人3法人並びに平成26年度から資金配分業務を実施している海洋研究開発機構、医薬基盤・健康・栄養研究所（23年度から26年度までは医薬基盤研究所）及び農業・食品産業技術総合研究機構における資金配分額の合計である。また、同欄中の「(法人数)」については、これらの法人数の合計であるが、海洋研究開発機構は26年度から資金配分業務を行い、日本医療研究開発機構は27年4月に設立されているため、23年度から25年度までの法人数は4法人、26年度の法人数は5法人となっている。

注(4) 「その他経費」には、一般管理費、研究開発系以外の職員の人件費、施設整備費等が含まれている。

《参考》図表3 中長期目標が策定されている国立研究開発法人10法人の中長期目標等

主務府省名	国立研究開発法人名	年度															
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
内閣府	日本医療研究開発機構 注(3)	/	/	/	/	/	/	/	/	①	→						
文部科学省	日本原子力研究開発機構	→	→	→	②	→	→	→	→	③	→	→	→	→	→	→	
厚生労働省	医薬基盤・健康・栄養研究所	→	→	→	②	→	→	→	→	③	→	→	→	→	→	→	
	国立がん研究センター	/	/	/	①	→	→	→	→	②	→	→	→	→	→	→	
	国立循環器病研究センター	/	/	/	①	→	→	→	→	②	→	→	→	→	→	→	
	国立精神・神経医療研究センター	/	/	/	①	→	→	→	→	②	→	→	→	→	→	→	
	国立国際医療研究センター	/	/	/	①	→	→	→	→	②	→	→	→	→	→	→	
	国立成育医療研究センター	/	/	/	①	→	→	→	→	②	→	→	→	→	→	→	
	国立長寿医療研究センター	/	/	/	①	→	→	→	→	②	→	→	→	→	→	→	
	経済産業省	産業技術総合研究所	→	→	→	③	→	→	→	→	④	→	→	→	→	→	
平成27年度に中長期目標が策定されている法人数										10							

注(1) 実線の矢印は中長期目標の期間を、点線の矢印は中期目標の期間を示す。

注(2) 各欄について、「○」内の数字は中長期目標等の第何期目に該当するかを示す。

注(3) 主務府省（当該国立研究開発法人を所管する内閣府又は各省をいう。）は内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省であるが、便宜上、内閣府の欄に記載している。

《参考》図表4 研究開発評価項目とセグメントとの対応及び27年度評価書への記載の状況（6法人）

態様	法人名	差異等の具体的な内容
研究開発評価項目とセグメントとが適切に対応しておらず、複数のセグメントから別途数値を算出するなどして評価書に記載しているもの	医薬基盤・健康・栄養研究所	複数のセグメント情報等から法人内部の管理区分に基づき予算額等を算出するなどしてインプット情報を記載している。
研究開発評価項目とセグメントとが対応しているものの、インプット情報に対応するセグメント情報等を適切に用いて評価書に記載していないもの	国立がん研究センター	対応しているセグメント情報等を用いてインプット情報を記載すべきところ、診療事業セグメント等の他のセグメントの数値を合算するなどして記載している。
	国立循環器病研究センター	対応しているセグメント情報等からの引用を誤って別の数値を記載している。
	国立成育医療研究センター	予算額又は決算額の支出額をインプット情報とすべきところ、収入額を記載している。
	日本医療研究開発機構	セグメント情報の計数が確定していなかったため、法人全体の額を記載している。
	日本原子力研究開発機構	セグメント情報の計数が確定していなかったため、セグメントごとの暫定的な数値を記載している。

《参考》図表5 国立研究開発法人30法人における平成26年度評価結果の反映状況の公表状況（28年10月末時点）

（単位：法人）

法人名	反映状況を公表しているもの	公表方法		左の方法等により反映状況を公表していないもの	うち平成29年2月に公表したもの	うち29年度に公表予定としているもの
		評価書に反映状況に係る項目を設けて記載	評価書とは別の資料により公表			
情報通信研究機構	○	○	—	—	—	—
物質・材料研究機構	—	—	—	○	○	—
防災科学技術研究所	—	—	—	○	○	—
放射線医学総合研究所	—	—	—	○	○	—
科学技術振興機構	○	○	—	—	—	—
理化学研究所	—	—	—	○	○	—
宇宙航空研究開発機構	○	—	○	—	—	—
海洋研究開発機構	○	○	—	—	—	—
日本原子力研究開発機構	○	—	○	—	—	—
医薬基盤・健康・栄養研究所	—	—	—	○	—	—
国立がん研究センター	○	○	—	—	—	—
国立循環器病研究センター	○	○	—	—	—	—
国立精神・神経医療研究センター	○	○	—	—	—	—
国立国際医療研究センター	○	○	—	—	—	—
国立成育医療研究センター	○	○	—	—	—	—
国立長寿医療研究センター	○	○	—	—	—	—
農業・食品産業技術総合研究機構	○	○	—	—	—	—
農業生物資源研究所	○	○	—	—	—	—
農業環境技術研究所	○	○	—	—	—	—
国際農林水産業研究センター	○	○	—	—	—	—
森林総合研究所	○	—	○	—	—	—
水産総合研究センター	○	—	○	—	—	—
産業技術総合研究所	○	—	○	—	—	—
新エネルギー・産業技術総合開発機構	○	—	○	—	—	—
土木研究所	—	—	—	○	—	○
建築研究所	—	—	—	○	—	○
海上技術安全研究所	—	—	—	○	—	○
港湾空港技術研究所	—	—	—	○	—	○
電子航法研究所	—	—	—	○	—	○
国立環境研究所	○	—	○	—	—	—
計	20	13	7	10	4	5

《参考》図表6 国立研究開発法人31法人における人材活用等に関する方針の作成状況
(平成27年度末)

法人名	作成状況	法人名	作成状況	法人名	作成状況
日本医療研究開発機構	△	国立循環器病研究センター	×	新エネルギー・産業技術総合開発機構	△
情報通信研究機構	△	国立精神・神経医療研究センター	×	土木研究所	○
物質・材料研究機構	○	国立国際医療研究センター	×	建築研究所	○
防災科学技術研究所	○	国立成育医療研究センター	×	海上技術安全研究所	×
放射線医学総合研究所	○	国立長寿医療研究センター	×	港湾空港技術研究所	×
科学技術振興機構	○	農業・食品産業技術総合研究機構	○	電子航法研究所	○
理化学研究所	○	農業生物資源研究所	○	国立環境研究所	○
宇宙航空研究開発機構	○	農業環境技術研究所	○	合 計	法人数
海洋研究開発機構	○	国際農林水産業研究センター	○	作成している法人…○	19
日本原子力研究開発機構	○	森林総合研究所	○	作成していない法人	12
医薬基盤・健康・栄養研究所 (注)	○	水産総合研究センター	○	うち中期計画等で一部を盛り込んでいるとする法人…△	4
国立がん研究センター	×	産業技術総合研究所	△	うち他に盛り込んでいるものがない法人…×	8

(注) 医薬基盤・健康・栄養研究所は、平成27年度末において人材活用等に関する方針を作成しているものの、公表していなかった。

《参考》図表7 研究実施法人28法人における特許権保有件数等及び貸借対照表への計上状況 (平成27年度末)

(単位：件、円)

主務府省名	法人名	特許権保有件数	貸借対照表 注(1)、注(2)		(参考) 実施許諾収入
			科目名	金額	
総務省	情報通信研究機構	1,573	特許権	512,570,858	1,232,217
文部科学省	物質・材料研究機構	2,819	産業財産権	405,528,324	538,138,249
	防災科学技術研究所	48	特許権	3,905,452	1,294,663
	放射線医学総合研究所	301	—	—	23,736,209
	理化学研究所	1,235	特許権等	534,223,407	578,882,209
	宇宙航空研究開発機構	709	工業所有権	179,646,123	1,494
	海洋研究開発機構	123	工業所有権	71,904,517	251,681
	日本原子力研究開発機構	590	特許権	171,476,523	13,408,151
厚生労働省	医薬基盤・健康・栄養研究所	22	工業所有権	8,403,499	1,188,000
	国立がん研究センター	211	その他無形固定資産	22,147,422	4,483,214
	国立循環器病研究センター	122	その他無形固定資産	3,541,394	13,389,000
	国立精神・神経医療研究センター	82	特許権	999,597	24,300
	国立国際医療研究センター	11	その他無形固定資産	5,601,494	178,974
	国立成育医療研究センター	8	その他無形固定資産	8	34,320
	国立長寿医療研究センター	14	その他無形固定資産	9	—
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	1,347	特許権	267,872,248	55,606,316
	農業生物資源研究所	371	特許権	125,388,944	2,225,082
	農業環境技術研究所	59	特許権	11,259,393	480,543
	国際農林水産業研究センター	62	特許権	23,898,389	26,730
	森林総合研究所	109	特許権	29,746,623	1,186,054
	水産総合研究センター	98	特許権	14,701,367	2,997,441
経済産業省	産業技術総合研究所	10,760	産業財産権	1,118,244,703	150,631,847
国土交通省	土木研究所	209	—	—	21,476,188
	建築研究所	44	—	—	2,017,140
	海上技術安全研究所	266	—	—	11,791,981
	港湾空港技術研究所	142	—	—	36,925,480
	電子航法研究所	130	—	—	175,210
環境省	国立環境研究所	27	—	—	—
計		21,492		3,511,060,294	1,461,782,693

注(1) 「貸借対照表」欄の「—」は特許権を保有しているが貸借対照表に計上していないことを示す。

注(2) 科目名及び金額は、貸借対照表に表示されているものである。産業財産権、工業所有権、特許権等、その他無形固定資産の科目名には、特許権以外の意匠権、商標権等が含まれているものもある。

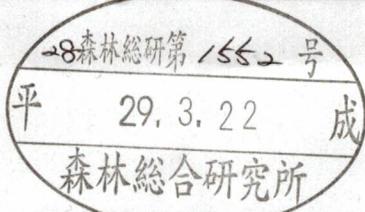
理 事 会 資 料

平成 29 年 4 月 14 日

業務方法書の変更について（認可）

平成 29 年 3 月 6 日付け 28 森研総第 1552 号をもって農林水産大臣あて認可申請を施行した国立研究開発法人森林総合研究所の業務方法書の変更については、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 3 月 15 日に認可されましたので、お知らせします。

資料：国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書



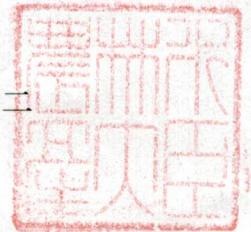
農林水産省指令28林整研第273号

茨城県つくば市松の里1番地
国立研究開発法人森林総合研究所
理事長 沢田 治雄

平成29年3月6日付け森林総研第1552号により認可申請のあった国立研究開発法人森林総合研究所業務方法書の変更については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、申請のとおり認可する。

平成29年3月15日

農林水産大臣 山本 有二



国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習
 - 第1節 試験及び研究並びに調査（第3条～第24条）
 - 第2節 分析及び鑑定（第25条～第29条）
 - 第3節 講習等（第30条・第31条）
- 第3章 標本の生産及び配布（第32条～第34条）
- 第4章 林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布並びにこれらに関する調査及び研究、講習並びに指導
 - 第1節 林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布（第35条～第37条）
 - 第2節 林木の育種事業等に関する調査及び研究（第38条・第39条）
 - 第3節 講習及び指導（第40条・第41条）
- 第5章 多摩森林科学園^{かん}の開園（第42条）
- 第6章 水源を涵養するための森林の造成（第43条～第54条）
- 第7章 森林保険（第55条～第58条）
- 第8章 試験研究等及び調査研究に係る業務委託の基準（第59条～第68条）
- 第9章 水源林造成業務に係る業務委託の基準（第69条）
- 第10章 森林保険業務に係る業務委託の基準（第70条・第71条）
- 第11章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第72条・第73条）
- 第12章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、森林研究・整備機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第74条～第89条）
- 第13章 雑則（第90条・第91条）
- 附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）の行う業務の方法についての基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 森林研究・整備機構は、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養^{かん}するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、もって林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資することの公共的重要性にかんがみ、研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に向けて、関係機関と緊密な連携を図ることにより、その業務の効率的かつ効果的な運営を期するものとする。

2 森林研究・整備機構は、前項のほか、森林保険業務を効率的かつ効果的に行うものとする。

第2章 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習

第1節 試験及び研究並びに調査

(試験及び研究等)

第3条 森林研究・整備機構は、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究並びに調査（以下「試験研究等」という。）を行うものとする。

2 森林研究・整備機構は、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号。以下「森林研究・整備機構法」という。）第3条第1項の目的を達成するため、依頼を受けて試験研究等を行うことができる。

3 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構法第3条第1項の目的を達成するため、森林研究・整備機構以外の者と研究を分担し、技術知識を交換し、及び研究費用を分担することによって共同して試験研究等を行うことができる。

(受託研究)

第4条 前条第2項の依頼を受けて行う試験研究等（以下この節において「受託研究」という。）の依頼者は、研究委託申込書を森林研究・整備機構に提出し、受託研究の依頼を行うものとする。

（受託研究の受理の適否）

第5条 研究委託申込書の提出があったときは、森林研究・整備機構は遅滞なく自ら行う業務を勘案して、当該依頼に応ずるか否かを決定し、依頼者にその旨を通知するものとする。

（研究受託契約）

第6条 森林研究・整備機構は、受託研究を実施するときは、依頼者と研究受託契約を締結するものとする。

（研究受託契約書）

第7条 森林研究・整備機構は、前条の研究受託契約を締結しようとするときは、研究受託契約書において次の事項を定めるものとする。

- (1) 受託研究の内容に関する事項
- (2) 受託契約の期間及びその解除に関する事項
- (3) 受託研究の結果の通知に関する事項
- (4) 受託料の額並びに支払の時期及び方法に関する事項
- (5) 受託に係る試験研究等の実施の結果得られた成果が特許権等の対象となったときの権利の帰属及びその実施の方法に関する事項
- (6) その他必要な事項

（受託料）

第8条 受託料の額は、当該受託研究の実施に要する経費の額とする。

2 受託料の支払は、原則として、受託研究開始の前とし、契約締結後、森林研究・整備機構からの請求により遅滞なく、研究受託契約に定める経費の概算額を支払うものとする。

（精算）

第9条 森林研究・整備機構は、受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく、第8条の規定により支払を受けた経費の額の精算をするものとする。

（受託研究の中止等）

第10条 森林研究・整備機構は、天災地変その他やむを得ない事由により受託研究の遂行が困難となったときは、受託研究を中止、廃止又は一部変更することができる。この場合、森林研究・整備機構は、遅滞なく依頼者にその旨を通知するものとする。

(研究結果等の通知等)

第11条 森林研究・整備機構は、受託研究が終了（中止又は廃止を含む。）したときは、遅滞なく、その結果を依頼者に通知するものとする。

(受託研究に係る特許の帰属等)

第12条 森林研究・整備機構の職員が、受託研究の業務について発明をしたときは、その発明に関わる特許を受ける権利又は特許権（以下この章において「特許権等」という。）は、それぞれ職務に関わるものとして森林研究・整備機構に帰属するものとする。ただし、依頼者に特許権等を帰属させ、又は依頼者と共有することにより、その活用を促進することができる認められる場合には、森林研究・整備機構は、当該特許権等を依頼者に帰属させ、又は依頼者と共有することができる。

(優先的利用の許諾)

第13条 森林研究・整備機構に帰属し、又は森林研究・整備機構が依頼者と共有した特許権等を、依頼者又は依頼者の指定する者（以下「依頼者等」という。）が優先的に利用しようとするときは、依頼者等は、森林研究・整備機構との協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、森林研究・整備機構の許諾を受けなければならない。

- 2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許権等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、森林研究・整備機構が許諾期間の延長が必要であると認めたときは、当該許可に要する期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間を限度として延長することができる。
- 3 森林研究・整備機構は、次に掲げる場合には、依頼者等に対し、当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。
 - (1) 依頼者等が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。
 - (2) 利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。

(3) 森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与する観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(実施料)

第14条 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構に帰属し、又は依頼者と共有する特許権等について、実施を許諾したときは、前条第1項の契約で定める実施料を徴収する。

(準用)

第15条 前三条の規定は、受託研究に係る実用新案登録を受ける権利及び実用新案権、意匠登録を受ける権利及び意匠権並びに品種登録を受ける地位及び育成者権について準用する。この場合において、第13条第2項ただし書中「2年間」とあるのは、「2年間（育成者権にあつては、特に必要と認められる場合には5年間）」と読み替えるものとする。

(共同研究契約の締結)

第16条 森林研究・整備機構は、第3条第3項の共同して行う試験研究等（以下この章において「共同研究」という。）を実施しようとするときは、当該共同研究を行おうとする者（以下この節において「共同研究者」という。）と共同研究に関する契約（以下この節において「共同研究契約」という。）を締結するものとする。

(共同研究契約書)

第17条 森林研究・整備機構は、前条の共同研究契約を締結しようとするときは、共同研究契約書において次の事項を定めるものとする。

- (1) 共同研究の内容に関する事項
- (2) 共同研究の実施を行う場所に関する事項
- (3) 共同研究の契約の期間及びその解除に関する事項
- (4) 共同研究の分担に関する事項
- (5) 共同研究の実施の結果得られた成果が特許権等の対象となったときの権利の帰属及びその実施の方法に関する事項
- (6) その他必要な事項

(共同研究の中止等)

第18条 森林研究・整備機構は、天災地変その他やむを得ない事由により共同

研究の継続が困難となったときは、共同研究を中止、廃止又は一部変更することができる。この場合、森林研究・整備機構は、遅滞なく共同研究者にその旨を通知するものとする。

(特許出願)

第19条 森林研究・整備機構又は共同研究者は、共同研究の結果、それぞれの機関に属する研究員が独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、あらかじめ他方の同意を得るものとする。

(特許の共同出願等)

第20条 森林研究・整備機構及び共同研究者は、共同研究の結果共同して発明を行った場合には、当該発明に係る森林研究・整備機構の研究員（以下この節において「発明研究員」という。）及び共同研究者と共同して特許出願を行うものとする。ただし、共同研究契約書において共同研究者がその特許を受ける権利を森林研究・整備機構に承継した場合はこの限りではない。

2 森林研究・整備機構は、前項の共同出願を行おうとするときは、発明研究員及び共同研究者との間で当該共同出願に係る特許を受ける権利又はこれに基づく特許権に係るそれぞれの持ち分を定めた共同出願契約を締結するものとする。

(優先的利用の許諾)

第21条 森林研究・整備機構が共同研究者と共有し、又は共同研究者から承継した特許権等を、共同研究者又は共同研究者の指定する者（以下「共同研究者等」という。）が優先的に利用しようとするときは、共同研究者等は、森林研究・整備機構との協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、森林研究・整備機構の許諾を受けなければならない。

2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許権等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、森林研究・整備機構が許諾期間の延長が必要であると認めたときは、当該許可に要する期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間を限度として延長することができる。

3 森林研究・整備機構は、次に掲げる場合には、共同研究者等に対し、当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。

- (1) 共同研究者等が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。
- (2) 利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。
- (3) 森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与する観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(実施料)

第22条 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権、共同研究の成果に係る発明につき森林研究・整備機構及び共同研究者の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権について、実施を許諾したときは、別に前条第1項の契約で定める実施料を徴収する。

(準用)

第23条 第19条から前条までの規定は、共同研究に係る実用新案登録を受ける権利及び実用新案権、意匠登録を受ける権利及び意匠権並びに品種登録を受ける地位及び育成者権について準用する。この場合において、第21条第2項ただし書中「2年間」とあるのは、「2年間（育成者権にあっては、特に必要と認められる場合には5年間）」と読み替えるものとする。

(成果の公表及び普及)

第24条 森林研究・整備機構は、報告会の開催、報告書の作成及び頒布、森林研究・整備機構の公開等により、第3条第1項の試験研究等の成果の公表及び普及を行うものとする。

- 2 前項の業務を行うに当たり、森林研究・整備機構は、必要に応じ、適正な対価を徴収することができるものとする。

第2節 分析及び鑑定

(分析及び鑑定)

第25条 森林研究・整備機構は、依頼を受けて、森林及び林業に関する分析及び鑑定を行うことができる。

(依頼)

第26条 前条の分析及び鑑定の依頼者は、分析及び鑑定に係る依頼書（以下「依頼書」という。）を森林研究・整備機構に提出し、分析及び鑑定の依頼を行

うものとする。

(分析及び鑑定の受理の可否)

第27条 依頼書の提出があったときは、森林研究・整備機構は自ら行う業務を勘案して、当該依頼に応ずるか否かを決定し、依頼者にその旨を通知するものとする。

(手数料)

第28条 分析及び鑑定に係る手数料の額は、原則として、当該分析及び鑑定の実施に要する経費の額とする。ただし、依頼者が国の機関の場合にあっては、手数料を免除することができる。

2 前項の手数料の支払の時期は、原則として、当該分析及び鑑定の開始の前とし、森林研究・整備機構からの請求により遅滞なく、支払うものとする。

(分析及び鑑定の結果の通知)

第29条 森林研究・整備機構は、分析及び鑑定が完了したときは、遅滞なく、その結果を依頼者に通知するものとする。

第3節 講習等

(派遣、講習及び指導)

第30条 森林研究・整備機構は、森林及び林業に関する研修に対する講師の派遣を行うことができる。

2 前項の業務を行うに当たり、森林研究・整備機構は、必要に応じ、実費に相当する経費を徴収するものとする。

(研修生の受入れ)

第31条 森林研究・整備機構は、依頼に応じて、試験研究等に係る研修生を受け入れることができる。

2 森林研究・整備機構は、前項の規定により研修生を受け入れようとするときは、次に掲げる事項を定めて依頼者に通知するものとする。

- (1) 受入れを行う研修生に関する事項
- (2) 研修生の受入れの期間及びその中止に関する事項
- (3) 受入れに係る経費に関する事項
- (4) その他必要な事項

第3章 標本の生産及び配布

(標本の生産及び配布)

第32条 森林研究・整備機構は、森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うものとする。

- 2 森林研究・整備機構は、病虫害の原因判定等のため緊急に標本の生産及び配布が必要となったとき、又は必要になると予想されるときは、緊急生産配布を行うものとする。

(標本の配布)

第33条 前条の標本の配布を希望する者は、標本配布申込書を森林研究・整備機構に提出するものとする。

(標本の価格)

第34条 森林研究・整備機構は、要請に応じて配布する標本については、原則として有償（実費相当）とする。ただし、国、地方公共団体、大学、研究機関等が森林研究・整備機構法第3条の目的に沿った利用を行う場合は、無償とすることができる。

- 2 第32条第2項の緊急生産配布に係る標本については、無償とする。

第4章 林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布並びにこれらに関する調査及び研究、講習並びに指導

第1節 林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布

(育種事業)

第35条 森林研究・整備機構は、林木の育種事業を行うものとする。

(種苗の配布)

第36条 森林研究・整備機構は、林木の育種事業により生産された種苗について、都道府県等から申請を受けた種苗を配布するものとする。

- 2 前項の規定により種苗を配布しようとするときは、次に掲げる事項について、森林研究・整備機構が別に定めるものとする。

- (1) 配布の申請に関する事項
- (2) 配布の代金及びその納入に関する事項
- (3) その他必要な事項

(試験研究用林木遺伝資源の配布)

第37条 森林研究・整備機構は、依頼に応じて、林木の育種事業を行うために収集・増殖し、保管している林木遺伝資源（以下「試験研究用林木遺伝資源」という。）を配布することができる。

2 前項の規定により試験研究用林木遺伝資源を配布しようとするときは、次に掲げる事項について、森林研究・整備機構が別に定めるものとする。

- (1) 配布の申請に関する事項
- (2) 配布の代金及びその納入に関する事項
- (3) 試験研究の結果の報告に関する事項
- (4) その他必要な事項

第2節 林木の育種事業等に関する調査及び研究

(調査及び研究)

第38条 森林研究・整備機構は、林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布に関する調査及び研究（以下「調査研究」という。）を行うものとする。

2 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構法第3条第1項の目的を達成するため、依頼を受けて調査研究を行うことができる。

3 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構法第3条第1項の目的を達成するため、森林研究・整備機構以外の者と調査研究を分担し、技術知識を交換し、及び費用を分担することによって共同して調査研究を行うことができる。

(準用)

第39条 第4条から第15条までの規定は、前条第2項の調査研究について準用する。

2 第16条から第23条までの規定は、前条第3項の共同して行う調査研究について準用する。

3 第24条の規定は、前条第1項の調査研究の成果について準用する。

第3節 講習及び指導

(講習及び指導)

第40条 森林研究・整備機構は、必要に応じて、都道府県等に対し、採種園又は採穂園の造成・改良技術、種子の貯蔵技術等について講習及び指導を行う

ことができる。

(準用)

第41条 第31条の規定は、林木の育種技術に係る研修生について準用する。

第5章 多摩森林科学園の開園

(多摩森林科学園の開園)

第42条 森林研究・整備機構は、多摩森林科学園を一般に開園することができる。

2 前項の規定により一般に開園しようとするときは、次に掲げる事項を定め、公表するものとする。

- (1) 開園日及び開園時間に関する事項
- (2) 入園料に関する事項
- (3) その他必要な事項

第6章 水源を涵養^{かん}するための森林の造成

(水源を涵養^{かん}するための森林の造成)

第43条 森林研究・整備機構は、分収造林契約（以下本条から第54条までにおいて「契約」という。）による森林の造成をはじめとした水源を涵養^{かん}するための森林の造成に関する業務及びこれに付随する業務を行うものとする。

(環境の保全への配慮)

第44条 森林研究・整備機構は、前条の水源を涵養^{かん}するための森林の造成に関する業務及びこれに付随する業務を実施するときは、各種公共事業に係る環境保全対策について（昭和47年6月6日閣議了解）に基づき、自然環境の保全及び公害の防止のための措置を講ずるものとする。

(契約の種類)

第45条 森林研究・整備機構が締結することのできる契約は、次のとおりとする。

- (1) 森林研究・整備機構が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に規定する造林費負担者（以下「造林費負担者」という。）として同項に規定する造林地所有者（以下「造林地所有者」という。）と締結す

る契約

- (2) 森林研究・整備機構が造林費負担者として分収林特別措置法第2条第1項に規定する造林者（以下「造林者」という。）及び造林地所有者と締結する契約
- (3) 森林研究・整備機構が造林費負担者及び造林者として造林地所有者と締結する契約

（造林地の選定基準）

第46条 森林研究・整備機構は、水源を涵養^{かん}するための森林の造成を行う必要がある地域内の土地であつて、次の基準に適合するものに限り、これを対象として契約を締結することができる。

- (1) 無立木地、散生地、粗悪林相地等人工植栽の方法により森林の造成を行う必要がある土地であつて一団地（併括管理が可能である数個の団地は、一団地とみなす。）の見込面積が5ヘクタール以上のものであること。
- (2) 次のいずれにも該当しない土地であること。
 - ア 入会慣行等の複雑な権利関係が存在するため、契約の履行に当たり支障を生ずるおそれがある土地
 - イ 地位、地勢、気象等の自然的状況が悪く成林の見込みがない土地
 - ウ 国土保全上の見地から治山事業の実施によることを適当とする土地

（造林費負担契約における各契約当事者の義務）

第47条 第45条第1号の契約（以下「造林費負担二者契約」という。）及び同条第2号の契約（以下「造林費負担三者契約」という。）においては、森林研究・整備機構は、次の義務を負うものとする。

- (1) 造林義務者の造林に要する費用を負担すること。
 - (2) 契約に係る土地（以下「造林地」という。）又は当該契約に基づいて植栽された樹木（以下「造林木」という。）に関し第三者に損害賠償又は損失補償を請求する場合の当該請求に係る行為を行うこと。
 - (3) 売払代金をもって収益分収を行う場合における造林木の売払い及び材積をもって収益分収を行う場合における各契約当事者に帰属すべき樹木の指定を行うこと。
- 2 造林費負担二者契約においては、造林地所有者は、次の義務を負うものとする。
- (1) 造林地に一定の樹木を植栽し、及び造林木の保育を行うこと。
 - (2) 造林地及び造林木の管理のため次に掲げる事項を行うこと。

- ア 火災の予防及び消防
 - イ 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止
 - ウ 有害動物及び有害植物の駆除並びにそのまん延の防止
 - エ 造林地の境界の測量並びに境界標その他の標識の設置及び保存
 - オ その他造林地及び造林木の管理に必要な事項
- (3) 森林研究・整備機構のために造林地に当該契約の存続期間を存続期間とする地上権を設定すること。
- (4) 造林地に対する公租公課を負担すること。
- 3 造林費負担三者契約においては、造林者は前項第1号及び第2号の義務を、造林地所有者は森林研究・整備機構及び造林者のために造林地に当該契約の存続期間を存続期間とする地上権を設定する義務並びに前項第4号の義務をそれぞれ負うものとする。

(造林契約における各契約当事者の義務)

- 第48条 第45条第3号の契約（以下「造林契約」という。）においては、森林研究・整備機構は、前条第1項第2号及び第3号並びに同条第2項第1号及び第2号の義務を負うものとする。
- 2 造林契約においては、造林地所有者は、前条第2項第3号及び第4号の義務を負うものとする。

(造林木の帰属)

- 第49条 造林木は、各契約当事者の共有とし、その持分の割合は、収益分収の割合に等しいものとする。

(造林木以外の樹木の帰属)

- 第50条 契約の締結の際に造林地の上に存在する樹木であって当該契約で定める期間内に収去されなかったもの（存置する旨の特約をしたものを除く。）及び契約の締結後において造林地の上に天然に生じた樹木は、造林木とみなす。

(造林地及び造林木の把握)

- 第51条 造林木の販売等のために必要となる林況把握等の調査及び造林木の伐採又は売払いに必要な事項の調査は、造林費負担者が計画的に行うものとする。

(契約当事者の協議)

第52条 次の各号に掲げる事項については、契約当事者全員の協議によって決定するものとする。

- (1) 火災、天災その他の原因により当該契約の目的の達成に支障が生じた場合の措置に関する事項
- (2) 造林木の販売、収益分収の時期及び方法に関する事項
- (3) 造林木についての第三者に対する損害賠償及び損失補償の請求に関する事項

(収益分収の割合)

第53条 収益分収の割合は、次の各号に掲げる契約につき、当該各号に掲げる額を後価計算した額の比率を基準として定めるものとする。ただし、特に必要がある場合には、農林水産大臣の承認を受けて他の方法によって定めることができる。

- (1) 造林費負担二者契約

森林研究・整備機構：造林に要する費用（新植費を除く。以下「造林費」という。）のうち森林研究・整備機構が負担すべき部分の見込額（以下「造林費負担見込額」という。）

造林地所有者：地代の推定額（以下「推定地代額」という。）に造林費のうち造林地所有者の負担すべき部分の見込額を加えた額

- (2) 造林費負担三者契約

森林研究・整備機構：造林費負担見込額

造林地所有者：推定地代額

造林者：造林費のうち造林者が負担すべき部分の見込額

- (3) 造林契約

森林研究・整備機構：造林費負担見込額

造林地所有者：推定地代額

(収益分収の方法)

第54条 収益分収は、造林木の売払代金からその売払いに要した費用を控除した額について行うものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、造林木の材積からその収穫調査に要した費用に相当する価額の材積を控除したのもをもって行うことができる。

第7章 森林保険

(用語)

第55条 この章及び第10章において使用する用語は、森林保険法（昭和12年法律第25号）において使用する用語の例による。

(森林保険契約の締結)

第56条 森林研究・整備機構は、保険契約者となる者に対して、森林研究・整備機構が別に定める重要事項説明書に基づき森林保険の契約内容を説明し、森林保険の引受けを行うものとする。

(保険料)

第57条 保険料の額は、森林保険法第5条第1項の規定により農林水産大臣に届け出た引受条件により算出した額とするものとする。

(保険金の支払)

第58条 森林研究・整備機構は、被保険者からの保険金の支払の請求を受けたときは、損害査定を行い、保険金を支払うものとする。

第8章 試験研究等及び調査研究に係る業務委託の基準

(試験研究等及び調査研究に係る業務委託)

第59条 森林研究・整備機構は、試験研究等及び調査研究の業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、その業務の一部を委託することができる。

- 2 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構以外の者に前項の試験研究等及び調査研究の業務の一部（以下「委託研究等」という。）を行わせることが必要であり、かつ、委託研究等をしようとする者が当該委託研究等を行うために十分な技術的能力及び経理的基礎を有すると認めたときは、当該委託しようとする者に委託研究実施要領を提示し、諾否を求めるものとする。
- 3 森林研究・整備機構は、当該委託研究等を受託する者（以下「受託者」という。）から受託する旨の回答があったときは、委託研究等に関する契約（以下「委託研究契約」という。）を締結するものとする。

(委託研究契約)

第60条 委託研究契約に係る契約書には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 委託に係る業務の内容に関する事項
- (2) 委託に係る業務の実施を行う場所及び方法に関する事項
- (3) 委託契約の期間及びその解除に関する事項
- (4) 委託に係る業務の結果の報告に関する事項
- (5) 委託費の額並びに支払の時期及び方法に関する事項
- (6) その他必要な事項

(委託費)

第61条 委託費の額は、当該委託研究等の実施に要する経費の額とする。

2 委託費の支払は、委託研究等が終了し、その額が確定した後に行うものとする。ただし、受託者からの請求に応じ当該委託費の限度額を超えない範囲内の額を前払いすることができるものとする。

(再委託)

第62条 受託者は、当該委託研究等について、森林研究・整備機構がその一部について必要と認めてあらかじめ承諾した場合を除き、他の第三者に再委託してはならない。

(委託研究等の中止等)

第63条 受託者は、天災地変その他やむを得ない事由により委託研究等の遂行が困難となったときは、森林研究・整備機構と協議の上、当該委託研究等を中止、廃止又は一部変更することができる。

(財産の所有権の帰属)

第64条 森林研究・整備機構は、受託者が委託研究契約に基づいて製造し、取得し、又は効用を増加させた財産（森林研究・整備機構が指定するものを除く。）の所有権を森林研究・整備機構に帰属させるものとする。

(特許権等の承継)

第65条 森林研究・整備機構は、委託研究等の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）を受託者から承継するものとする。ただし、受託者に特許権等を帰属させ、又は受託者と共有することにより、その活用を促進することができることと認める場合には、森林研究・整備機構は、当該特許権等を受託者に承継させ、又は受託者と共有することができる。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権

- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 品種登録を受ける地位又は育成者権
- (5) 著作権

(優先的利用の許諾)

第66条 森林研究・整備機構が受託者から承継し、又は受託者と共有した特許権等を、受託者又は受託者の指定する者（以下「受託者等」という。）が優先的に利用しようとするときは、受託者等は、森林研究・整備機構との協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、森林研究・整備機構の許諾を受けなければならない。

- 2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許権等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、森林研究・整備機構が許諾期間の延長が必要であると認めるときは、当該許可に要する期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間（育成者権にあつては、特に必要と認められる場合には5年間）を限度として延長することができる。
- 3 森林研究・整備機構は、次に掲げる場合には、受託者等に対し、当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。
 - (1) 受託者等が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。
 - (2) 利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。
 - (3) 森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与する観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(実施料)

第67条 森林研究・整備機構は、受託者等に対し、森林研究・整備機構に承継された特許権等の実施を許諾したときは、前条第1項の契約書で定める実施料を徴収する。

(実績報告)

第68条 受託者は、委託研究等が終了（中止又は廃止を含む。）したときは、委託研究等の結果を記載した委託研究実績報告書を森林研究・整備機構に提出しなければならない。

第9章 水源林造成業務に係る業務委託の基準

(業務委託の基準)

第69条 森林研究・整備機構は、水源林造成業務について自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的かつ効果的な運営に資すると認められる業務については、森林研究・整備機構以外の者にその業務の実施を委託することができる。

- 2 森林研究・整備機構は、前項に規定する業務のうち、国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成13年農林水産省令第48号)第24条に掲げる重要な財産に係る調査業務を委託する場合は、指定する者に委託することができる。その指定は、別に定める指定調査業務委託規程を公示し、当該委託業務に関し受託しようとする者の申請により行うものとする。
- 3 森林研究・整備機構は、前二項の委託をしようとするときは、当該委託業務に関し受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。
- 4 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 委託により実施する事業の内容に関する事項
 - (2) 委託業務を実施する場所に関する事項
 - (3) 委託契約の期間及びその解除に関する事項
 - (4) 委託業務の完了報告に関する事項
 - (5) 委託費の額並びに支払の時期及び支払の方法に関する事項
 - (6) その他必要な事項

第10章 森林保険業務に係る業務委託の基準

(森林保険業務に係る業務委託)

第70条 森林研究・整備機構は、森林保険業務を効率的かつ効果的に運営するため、森林保険業務(森林保険契約の締結及び保険金の支払の決定を除く。)の一部を委託することができる。

- 2 森林研究・整備機構は、前項に規定する業務のうち、契約業務、損害評価業務及び契約管理業務等については、森林組合、森林組合連合会又は地方公共団体に委託するものとする(異常災害時を除く。)
- 3 森林研究・整備機構は、前二項の委託をしようとするときは、当該委託業務に関し受託しようとする者と委託契約を締結するものとする。

(森林保険業務に係る業務委託契約)

第71条 前条の委託契約に係る契約書は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 委託業務の内容に関する事項
- (2) 委託業務の実施を行う場所及び方法に関する事項
- (3) 委託業務の期間及びその解除に関する事項
- (4) 委託業務の完了報告に関する事項
- (5) 委託費の額並びに支払の時期及び支払の方法に関する事項
- (6) その他必要な事項

第11章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(契約の方法)

第72条 森林研究・整備機構における売買、賃貸、請負その他の契約は、第70条第2項の場合を除き、すべて一般競争契約の方法によるものとし、当該契約の目的に従い、最高又は最低の価格による入札者と締結するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、指名競争契約又は随意契約に付することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的から一般競争に付することが適当でないとき又は一般競争に付し得ないとき。
- (2) 災害その他緊急を要するために一般競争に付し得ないとき。
- (3) 予定価格が少額であるとき。
- (4) その他一般競争に付することが不利と認められるとき。

(政府調達に関する協定に係る物品等の契約手続き)

第73条 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）に係る物品等の調達手続きについては、同協定の規定に則してこれを行うものとする。

第12章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、森林研究・整備機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(法人運営に関する基本的事項)

第74条 森林研究・整備機構は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定する

ものとする。

- 2 森林研究・整備機構は、役員及び職員の倫理及び行動に関する規程を定めるものとする。

(内部統制に関する基本方針)

第75条 森林研究・整備機構は、役員（以下、本章において監事を除く。）の職務の執行が通則法、森林研究・整備機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(理事会の設置及び役員の方掌に関する事項)

第76条 森林研究・整備機構は、理事会の設置及び役員の方掌に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する理事会の設置
- (3) 役員の方掌明示による責任の明確化
- (4) 主たる事務所等における会議等の設置

(中長期計画等の策定及び評価に関する事項)

第77条 森林研究・整備機構は、中長期計画等の策定及び評価に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 中長期計画等の策定過程の整備（現場が関与する計画策定）
- (2) 中長期計画等の進捗管理体制の整備
- (3) 中長期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- (4) 中長期計画等の進捗状況のモニタリング
- (5) 主たる事務所の各部門その他事務所等の業務手順の作成（標準業務手順・マニュアルの整備）
- (6) 評価活動の適切な運営に関する次の事項
 - ア 業務手順に沿った運営の確保
 - イ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ウ 恣意的とならない客観的な業務実績評価
- (7) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第78条 森林研究・整備機構は、内部統制の推進に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 主たる事務所における内部統制推進部門及び推進責任者の指定
- (4) その他事務所等における内部統制推進責任者の指定
- (5) 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- (6) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (7) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (8) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (9) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (10) 研修会の実施
- (11) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (12) 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第79条 森林研究・整備機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、次の事項に係るリスク評価等に関する規程を整備するものとする。

- (1) リスク管理委員会の設置に関する事項
- (2) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析並びに把握したリスクに関する評価及びリスクの低減策の検討に関する事項
- (3) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制に関する事項
- (4) 保有施設の点検及び必要な補修等に関する事項
- (5) 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - ア 防災業務計画及び事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - イ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ウ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

2 森林研究・整備機構は、前項において整備した規程に基づき、把握したリスクに関する評価を年一回以上実施し、リスクを低減する方策について検討するものとする。

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第80条 森林研究・整備機構は、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

(1) 情報システムの整備に関する事項

ア 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築

イ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役員及び職員（以下「役職員」という。）に伝達される仕組み

ウ 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み

(2) 情報システムの利用に関する事項

ア 情報化の推進による業務システムを活用した効率的な業務運営

イ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる次の事項

① 法人が保有するデータの所在情報の明示

② データへのアクセス権の設定

③ データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築

2 森林研究・整備機構は、前項において整備した規程に基づき運用する情報システムについて、業務の変更に伴い改変する場合においては、速やかにこれを実施するものとする。

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第81条 森林研究・整備機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

(1) 情報セキュリティの確保に関する事項

ア 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保

イ 情報漏えい（システム管理を外部に委託している場合を含む。）の防止

(2) 個人情報保護に関する事項

ア 個人情報保護に係る点検活動の実施

イ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第82条 森林研究・整備機構は、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

(1) 監事に関する事項

- ア 監事監査規程の整備に対する監事の関与
- イ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
- ウ 補助者の独立性（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与を含む。）に関する事
- エ 法人組織規程における権限の明確化
- オ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

(2) 監事監査に関する事項

- ア 監事監査規程に基づく監査への協力
- イ 補助者への協力
- ウ 監査結果に対する改善状況の報告
- エ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

(3) 監事によるモニタリングに必要な次の事項

- ア 監事の理事会等重要な会議への出席
- イ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- ウ 森林研究・整備機構の財産の状況を調査できる仕組み
- エ 監事と会計監査人との連携
- オ 監事と内部監査担当部門との連携
- カ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- キ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第83条 森林研究・整備機構は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第84条 森林研究・整備機構は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実に

つ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第85条 森林研究・整備機構は、入札及び契約に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中長期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化

(予算の適正な配分に関する事項)

第86条 森林研究・整備機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備（予算配分の見直し等に関する適正なルールの方策等を含む。）及び評価結果を法人内部の予算配分等に適切に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第87条 森林研究・整備機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のウェブサイト等での公開に関する規程を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第88条 森林研究・整備機構は、職員（非常勤職員等を含む。）の人事管理方針に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- (2) 職員の懲戒基準
- (3) 長期在籍者の存在把握

(研究開発業務に関する事項)

第89条 森林研究・整備機構は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定

めなければならない。

(1) 研究開発業務の評価に関する事項

- ア 研究統括部門における研究評価体制の確立
- イ 研究予算の配分基準の明確化

(2) 研究開発業務における不正防止に関する事項

- ア 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化
- イ 研究費の適正経理
- ウ 経費執行の内部けん制
- エ 論文ねつ造等研究不正の防止
- オ 研究内容の漏えい防止（知的財産権の保護を含む。）
- カ 研究開発資金の管理状況把握

第13章 雑則

（役員等の損害賠償責任に関する事項）

第90条 森林研究・整備機構は、役員又は会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、農林水産大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（委任）

第91条 森林研究・整備機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務運営に必要な事項について、細則を定めることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

（独立行政法人緑資源機構業務方法書等の廃止）

第2条 独立行政法人緑資源機構業務方法書（平成15年10月2日15緑機企第1－5号）は、廃止する。

第3条 独立行政法人緑資源機構業務方法書の規定による手続その他の行為は、業務方法書の相当規定によりしたものとみなす。

(業務の特例)

第4条 研究所法附則第6条から第12条の規定による業務の特例に係る業務の方法については、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書の変更は、平成27年4月1日から施行する。

(業務の特例に係る業務の方法)

第2条 研究所法附則第7条から第12条の規定による業務の特例に係る業務の方法については、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書の変更は、平成29年4月1日から施行する。

(業務の特例に係る業務の方法)

第2条 森林研究・整備機構法附則第7条から第11条までの規定による業務の特例に係る業務の方法については、別に定める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第7条から第11条に定める業務に関する業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号。以下「森林研究・整備機構法」という。）附則第7条から第11条に定める業務（以下「業務の特例」という。）の方法について基本的事項を定め、業務の適正な運営に資することを目的とする。

(環境の保全への配慮)

第2条 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構法附則第8条第1項の業務を実施するときは、各種公共事業に係る環境保全対策について（昭和47年6月6日閣議了解）に基づき、自然環境の保全及び公害の防止のための措置を講ずるものとする。

(賦課調整等)

第3条 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構法附則第7条第1項に規定する業務の実施に当たっては、次の各号に定める賦課調整を行うものとする。

(1) 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号。以下「廃止法」という。）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。）第13条第2項に定める、廃止法の施行の前日における林道事業実施計画の受益地の全部又は一部に係る土地及び立木の所有者並びに森林状況を調査し、受益者ごとの面積及び蓄積を確定すること。

(2) 前号の規定により確定した受益者ごとの面積及び蓄積に応じた賦課金の負担割合を決定すること。

2 森林研究・整備機構は、前項のほか、次の各号に定める賦課金及び負担金に係る債権の管理及び徴収を行うものとする。

(1) 前項第2号の規定により決定された賦課金に係る債権について、廃止法による旧機構法第21条及び第22条の規定に基づき、確実に管理及び徴収を実施するものとする。

(2) 負担金に係る債権について廃止法による旧機構法第23条から第25条の規定に基づき、確実に管理及び徴収を実施するものとする。

(特定地域整備事業の実施)

第4条 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構法附則第8条第1項に規定する特定地域整備事業における分収育林事業の実施に当たっては、森林研究・整備機構法、国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成20年政令第128号）、国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令（平成20年農林水産省令第22号）、森林研究・整備機構関係事業補助金交付要綱、特定中山間保全整備事業実施要綱（平成13年3月30日付け12林整整第690号農林水産事務次官依命通知）及び特定中山間保全整備事業実施要領（平成13年3月30日付け12林整整第688号農村振興局長、林野庁長官通知）等の規定によるほか、次条から第14条までの規定に基づき適正に実施するものとする。

(分収育林契約の種類)

第5条 森林研究・整備機構が締結することのできる分収育林契約（以下本条から第14条までにおいて「契約」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 森林研究・整備機構が分収林特別措置法第2条第2項に規定する育林費負担者（以下「育林費負担者」という。）として同項に規定する育林地所有者（以下「育林地所有者」という。）と締結する契約
- (2) 森林研究・整備機構が育林費負担者として分収林特別措置法第2条第2項に規定する育林者（以下「育林者」という。）及び育林地所有者と締結する契約
- (3) 森林研究・整備機構が育林費負担者及び育林者として育林地所有者と締結する契約

(育林地の選定基準)

第6条 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構法附則第8条第3項によりなおその効力を有するものとされる旧機構法第15条第1項に規定する実施計画において旧機構法第11条第1項第7号ニの事業を行うものとされた森林であって、次の基準に適合するものに限り、これを対象として契約を締結することができる。

- (1) 森林の有する公益的機能の発揮を図るため適切な保育の実施を行う必要がある森林であって一団地（併括管理が可能である数個の団地は、一団地とみなす。）の見込面積が5ヘクタール以上のものであること。
- (2) 次のいずれにも該当しない森林であること。

- ア 分収林特別措置法施行規則（昭和58年農林水産省令第39号）別表の樹齢を超える森林
- イ 入会慣行等の複雑な権利関係が存在するため、契約の履行にあたり支障を生ずるおそれがある森林
- ウ 地位、地勢、気象等の自然的条件が悪く、収益が見込めない森林
- エ 国土保全上の見地から治山事業の実施によることを適当とする森林
- オ 森林法その他の法令の規定による制限のため、契約で予定する伐採ができないおそれがある森林

（育林費負担契約における各契約当事者の義務）

第7条 第5条第1号の契約（以下「育林費負担二者契約」という。）及び同条第2号の契約（以下「育林費負担三者契約」という。）においては、森林研究・整備機構は、次の義務を負うものとする。

- (1) 育林義務者の育林に要する費用を負担すること。
 - (2) 契約に係る土地（以下「育林地」という。）又は当該契約の対象となる樹木（以下「育林木」という。）に関し第三者に損害賠償又は損失補償を請求する場合の当該請求に係る行為を行うこと。
 - (3) 売払代金をもって収益分収を行う場合における育林木の売払い及び材積をもって収益分収を行う場合における各契約当事者に帰属すべき樹木の指定を行うこと。
- 2 育林費負担二者契約においては、育林地所有者は、次の義務を負うものとする。
- (1) 育林木の保育を行うこと。
 - (2) 育林地及び育林木の管理のため次に掲げる事項を行うこと。
 - ア 火災の予防及び消防
 - イ 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止
 - ウ 有害動物及び有害植物の駆除並びにそのまん延の防止
 - エ 育林地の境界の測量並びに境界標その他の標識の設置及び保存
 - オ その他育林地及び育林木の管理に必要な事項
 - (3) 森林研究・整備機構のために育林地に当該契約の存続期間を存続期間とする地上権を設定すること。
 - (4) 育林地に対する公租公課を負担すること。
- 3 育林費負担三者契約においては、育林者は、前項第1号及び第2号の義務を、育林地所有者は森林研究・整備機構及び育林者のために育林地に当該契約の存続期間を存続期間とする地上権を設定する義務並びに前項第4号の義

務をそれぞれ負うものとする。

(育林契約における各契約当事者の義務)

第8条 第5条第3号の契約（以下「育林契約」という。）においては、森林研究・整備機構は、前条第1項第2号及び第3号並びに同条第2項第1号及び第2号の義務を負うものとする。

2 育林契約においては、育林地所有者は、前条第2項第3号及び第4号の義務を負うものとする。

(育林木の帰属)

第9条 育林木は、各契約当事者の共有とし、その持分割合は、収益分収の割合に等しいものとする。

(育林木以外の樹木の帰属)

第10条 契約の締結の際に育林地の上に存在する樹木であって植栽された樹木でないもの（育林対象にしない旨の特約をしたものを除く。）及び契約の締結後において育林地の上に天然に生じた樹木は、育林木とみなす。

(育林地及び育林木の把握)

第11条 育林木の販売等のために必要となる林況把握等の調査及び育林木の伐採又は売払いに必要な事項の調査は、育林費負担者が計画的に行うものとする。

(契約当事者の協議)

第12条 次の各号に掲げる事項については、契約当事者全員の協議によって決定するものとする。

- (1) 火災、天災その他の原因により当該契約の目的の達成に支障が生じた場合の措置に関する事項
- (2) 育林木の販売、収益分収の時期及び方法に関する事項
- (3) 育林木についての第三者に対する損害賠償及び損失補償の請求に関する事項

(収益分収の割合)

第13条 収益分収の割合は、次の各号に掲げる契約につき、当該各号に掲げる額を後価計算した額の比率を基準として各契約ごとに定めるものとする。た

だし、特に必要がある場合には、農林水産大臣の承認を受けて他の方法によって定めることができる。

(1) 育林費負担二者契約

森林研究・整備機構：当該育林地の育林に要する費用（以下「育林費」という。）のうち森林研究・整備機構が負担すべき部分の見込額（以下「育林費負担見込額」という。）

育林地所有者：当該育林地の地代の推定額（以下「推定地代額」という。）に育林費のうち育林地所有者の負担すべき部分の見込額及び育林木の評価額を加えた額。ただし、育林木の対価として金銭を支払う場合は、育林木の評価額を除く。

(2) 育林費負担三者契約

森林研究・整備機構：育林費負担見込額

育林地所有者：推定地代額に育林木の評価額を加えた額。ただし、育林木の対価として金銭を支払う場合は、育林木の評価額を除く。

育林者：育林費のうち育林者が負担すべき部分の見込額

(3) 育林契約

森林研究・整備機構：育林費負担見込額

育林地所有者：推定地代額に育林木の評価額を加えた額。ただし、育林木の対価として金銭を支払う場合は、育林木の評価額を除く。

（収益分収の方法）

第14条 収益分収は、育林木の売払代金からその売払いに要した費用を控除した額について行うものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、育林木の材積からその収穫調査に要した費用に相当する価額の材積を控除したものをもって行うことができる。

（分収造林事業の実施）

第15条 特定地域整備事業における分収造林事業については、森林研究・整備機構の業務方法書第45条から第54条までの規定を準用する。

（NTT-A融資事業に係る債権の管理及び回収）

第16条 森林研究・整備機構法附則第9条第1項の規定による緑資源公団法（昭和31年法律第85号。）附則第9条第1項第3号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の管理及び回収は、次のとおりとする。

(1) 年次償還 森林研究・整備機構は、当該債権の貸付契約の償還計画のと

おり、当該債務者から毎年度償還金を償還させるものとする。

(2) 繰上償還 森林研究・整備機構は、当該債権の貸付契約の条項に違反した場合その他必要と認める場合には、当該債務者から貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げて償還させることができるものとする。

(3) 費用の徴収 森林研究・整備機構は、当該債権の貸付契約により貸付金の徴収に要する費用を当該債務者から徴収することができる。

(一般農業用施設の譲渡しの対価の支払方法)

第17条 旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。）附則第19条第1項に規定する農用地開発公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧開発公団法」という。）第19条第1項第4号の業務で都道府県に譲渡しを行った農業用施設（土地改良施設を除く。以下「一般農業用施設」という。）の対価の支払の方法は、支払期間（据置期間を含む。）を20年、据置期間を3年、利率を当該事業に要する費用の財源とされる借入金の利率に相当する率とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）とする。ただし、都道府県からの申出があるときは、その全部又は一部につき一時支払の方法とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、同項の対価に森林研究・整備機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合における当該消費税及び地方消費税に相当する額に応ずる対価の部分の支払の方法は、同項の対価のうち当該消費税及び地方消費税に相当する額に応ずる対価の部分以外の部分が同項の規定により森林研究・整備機構に支払われる各年度ごとに、当該年度分に対応する当該消費税及び地方消費税に相当する額を支払わせる方法とする。

(一般農業用施設の譲渡しの対価の延滞金)

第18条 森林研究・整備機構は、前条の対価の支払を都道府県が延滞した場合には、災害その他やむを得ない事由による場合を除き、延滞日数に応じ、支払うべき額につき年14.5パーセントの割合で延滞金を徴収するものとする。

(農機具等の売渡しの対価の支払方法)

第19条 第17条の規定は、森林研究・整備機構が旧開発公団法第19条第1項第5号の業務で都道府県に売渡しを行った農機具、家畜その他の物（以下「農機具等」という。）の対価の支払の方法について準用する。

(農機具等の売渡しの対価の延滞金)

第20条 第18条の規定は、前条の対価の延滞金について準用する。

(業務の特例に係る業務委託の基準)

第21条 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構法附則第8条第1項に掲げる業務について自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的かつ効果的な運営に資すると認められる業務については、森林研究・整備機構以外の者にその業務の実施を委託することができる。

- 2 森林研究・整備機構は、前項に規定する業務のうち、国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成13年農林水産省令第48号)附則第6項第3号に掲げる重要な財産に係る調査業務を委託する場合は、指定する者に委託することができる。その指定は、別に定める指定調査業務委託規程を公示し、当該委託業務に関し受託しようとする者の申請により行うものとする。
- 3 森林研究・整備機構は、前二項の委託をしようとするときは、当該委託業務に関し受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。
- 4 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 委託により実施する事業の内容に関する事項
 - (2) 委託事業を実施する場所に関する事項
 - (3) 委託契約の期間及びその解除に関する事項
 - (4) 委託事業の完了報告に関する事項
 - (5) 委託費の額並びに支払の時期及び支払の方法に関する事項
 - (6) その他必要な事項

(業務の特例に係る契約の方法)

第22条 業務の特例に係る契約については、すべて一般競争契約の方法によるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、随意契約に付することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的から一般競争に付することが適当でないとき又は一般競争に付し得ないとき。
- (2) 災害その他緊急を要するために一般競争に付し得ないとき。
- (3) 予定価格が少額であるとき。
- (4) その他一般競争に付することが不利と認められるとき。

(政府調達に関する協定に係る物品等の契約手続き)

第23条 森林研究・整備機構の業務方法書第73条の規定は、業務の特例に係る契約について準用する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書の変更は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書の変更は、平成29年4月1日から施行する。

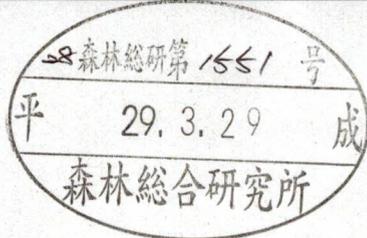
理事会資料

平成 29 年 4 月 14 日

中長期計画の変更について（認可）

平成 29 年 3 月 6 日付け 28 森林総研第 1551 号をもって農林水産大臣あて認可申請を施行した国立研究開発法人森林総合研究所の中長期目標を達成するための計画（中長期計画）の変更については、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 5 第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 3 月 28 日に認可されましたので、お知らせします。

資料：国立研究開発法人森林研究・整備機構中長期計画



農林水産省指令28林整研第274号

茨城県つくば市松の里1番地
国立研究開発法人森林総合研究所
理事長 沢田 治雄

平成29年3月6日付け28森林総研第1551号をもって認可申請のあった国立研究開発法人森林総合研究所の中長期目標を達成するための計画（中長期計画）の変更については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5第1項の規定に基づき、申請のとおり認可する。

平成29年3月28日

農林水産大臣 山本 有二



平成28年3月31日

(一部変更) 平成29年3月28日

第1 国立研究開発法人森林研究・整備機構の位置付け及び役割

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）は、森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を一体的に実施する我が国最大の総合的な試験研究機関である。森林研究・整備機構は、森林・林業・木材産業が抱える国内外の諸問題に積極的に取り組み、関係機関と連携を図りつつ効果的かつ効率的な問題解決を目指しており、国内のみならず国際的にも森林・林業分野で中核的な役割を担っている。また、平成20年4月の水源林造成事業の承継、平成27年4月の森林保険業務の移管との経過をたどり今般の国立研究開発法人森林研究・整備機構法に基づき、研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務を総合的に実施する組織となった。

このため、森林研究・整備機構は、研究開発業務について中長期的な視点に立ち、森林の多面的機能の持続的な発揮による循環型社会の形成、新たな木材需要の創出と国産材の安定供給による林業の成長産業化、中山間地域での雇用創出及び東日本大震災の被災地の復興支援等に貢献するため、地域の試験研究機関等との連携を強化しつつ、中核的な機関として研究開発を推進する。また、産学官の連携推進により、研究成果が林業や木材産業で活用されるよう「橋渡し」機能を強化するとともに、広く国民に向け、森林の多面的機能、木材利用の意義と重要性等についての科学的知見を発信し、研究開発成果の最大化を目指す。さらに、「森林・林業基本計画」及び「第5期科学技術基本計画」等に的確に対応し、研究開発を担う優秀な人材の確保や育成、グローバルな視点に立った知的基盤の強化、科学技術イノベーションの創出と戦略的展開に努める。

水源林造成業務については、奥地水源地域であって所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等において、針広混交林等の森林造成を行い、間伐などの森林整備を適切に推進し、水源涵養機能等の公益的機能を高度に発揮させるとともに、「森林・林業基本計画」等に基づき、公的な関与による森林整備を促進するための施策として、研究開発業務との連携による相乗効果の一層の発揮を図りつつ、適切かつ着実に実施する。

また、森林保険制度は、「森林・林業基本計画」に基づいた災害による損失の合理的な填補等を行う施策として、火災、気象災及び噴火災による損害を補償する総合的な保険制度であり、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネット手段であるとともに、林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠な公的保険制度である。

森林研究・整備機構は、森林保険業務について、行政改革・特別会計改革の一環として政府から独立行政法人森林総合研究所（現森林研究・整備機構）に移管されたことを契機に、今後とも着実に推進するとともに、これまで以上に効率的かつ効果的な

業務運営を行い、成長産業化を目指す林業の経営安定等に一層貢献することに努める。

以上の取組を森林研究・整備機構が一体で実施することにより、科学的根拠に基づいて我が国の森林の多面的機能の高度発揮と林業の成長産業化を推進し、次世代に向けた森林の保続培養に貢献する。

第2 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1 研究開発業務

(1) 研究の重点課題

森林研究・整備機構は、森林・林業・木材産業及び林木育種に関わる総合的な研究開発を実施する我が国唯一の機関として、「森林・林業基本計画」に基づく施策上の優先事項を踏まえつつ、林業関係者及び国民の多様なニーズに対応した研究開発を効率的に推進する。

このため、中長期目標で定められた以下の重点研究課題をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして実施し、森林・林業分野が直面する課題の解決に当たる。

ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発

イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発

ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発

エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

これら重点化した4つの研究課題を効果的に遂行し、成果を確実に得るため、重点課題の直下に9つの戦略課題を設けて研究を推進することで、すべての目標を第4期中長期目標期間終了時まで達成することを目指す。

なお、課題の推進に当たっては、目的基礎研究から、社会実装を目指した応用・実証研究、さらに研究成果の普及までリーダーシップを発揮しつつ一元的に実施する。その際、目的基礎研究の実施に当たっては、革新的な技術シーズが得られるよう、研究者の独創的な発想を活かしつつ、国内外の最新の研究動向を踏まえて戦略的に実施する。また、地方公設試験研究機関、大学、民間企業等との共同研究を推進し、国や関係機関との連携を強化するとともに、森林研究・整備機構がリーダーシップを発揮し、研究成果の最大化を目指す。

ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発

(ア) 森林生態系を活用した治山技術の高度化と防災・減災技術の開発

極端気象に伴う山地災害、森林気象の激甚化に対し、事前防災対策としての山地災害対策の強化と、適切な森林整備を通じた森林の国土保全機能や水源涵養機能の高度発揮が必要とされている。また、東日本大震災の被災地での林業・木材産業の復興、海岸防災林の着実な復旧・再生の推進が求められている。このため、以下の4つの課題に取り組む。

a 山地災害発生リスクの予測と森林の防災機能の変動評価

山地災害の発生リスク予測手法の高度化、森林の山地災害防止機能と海岸林の

防災機能の変動評価手法及び森林の機能を活用した防災・減災技術の開発に取り組み、研究開発成果に基づいて治山技術の高度化に向けた提案を3つ以上の地域について行うとともに、地域の防災対策の向上に貢献する。

b 森林の水源涵養機能を高度に発揮させる技術の開発

森林の洪水緩和・水資源貯留・水質浄化等の水源涵養機能を高度に発揮させるため、全国の多種多様な気候・地質・地形・土壌環境条件下において、各種の森林管理法や環境変動が森林の水保全機能および水質浄化機能に及ぼす影響を定量的・広域的に評価するための手法を開発する。

c 森林気象害リスク評価手法の開発

各種森林気象害の発生情報及び被害発生に関与する気象、地形、林況等の因子をデータベース化するとともに、被害が大規模化しやすい風害、雪害、林野火災のリスク評価手法を開発する。最新の研究成果を踏まえながらメッシュ気象データや現地調査を組み合わせ、既存の知見を再構成することにより、気象害をもたらす気象条件及び被害原因を特定する手法を開発する。

d 森林生態系における放射性物質の動態把握と予測モデルの開発

東京電力福島第一原子力発電所事故被災地における森林・林業の復興のために、森林生態系における放射性セシウムの分布と動態について、長期的モニタリング調査や移動メカニズムの解明に向けた研究を行うことにより、汚染の実態を把握し、速やかに情報を公表する。また、得られた成果を活用しつつ、汚染状況の将来予測のためのモデルを開発する。

さらに、これらの成果を速やかに災害及び被害対策の現場に活用する体制を整備し、行政機関、大学、研究機関、関係団体及び民間企業等と連携しつつ、研究開発成果を活用した指針等の作成等を通じて、森林生態系の機能を活用した緑の国土強靱化、被災地の復興支援を図る。

(イ) 気候変動の影響評価技術の高度化と適応・緩和技術の開発

気候変動が将来の森林や林業分野に与える影響をより高精度で予測し、森林の持続可能な管理経営のための適応策・緩和策を進めることが求められている。このため、以下の2つの課題に取り組む。

a 長期観測による森林・林業への気候変動影響評価技術の高度化

亜寒帯から熱帯にわたる様々な気候帯における森林の動態やCO₂フラックス(二酸化炭素交換量)等の長期観測技術の高度化・観測データの精緻化を進める。

得られた長期観測データを活用して、気候変動がもたらす森林・林業分野への影響を解明し、将来どのような変化が生じるかを予測する技術を開発する。

b 生態系機能を活用した気候変動適応及び緩和技術の開発

気候変動の影響等の科学的知見に基づき、森林生態系機能を活用した適応策や緩和策のための技術を開発する。また、緩和策としてのREDDプラス（途上国における森林減少と森林劣化に由来する排出の削減、森林保全、持続可能な森林管理及び森林炭素蓄積の増強）の実施に向け、森林減少・劣化の評価手法等の技術を開発する。

さらに、これらの研究開発の成果を気候変動への適応策及び緩和策として行政及び民間に提示し「農林水産省気候変動適応計画」等の国家施策の推進に貢献するとともに、5か国以上の海外の研究機関や大学等との国際的な連携の下、途上国における適応策・緩和策の実施等に活用する。

(ウ) 生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発

生物多様性の保全等森林の有する様々な機能を最大限に発揮させるため、多面的機能の定量的評価並びにそれに基づく管理により林分を適切に配置するとともに、森林における病虫獣害の高度な被害防除技術を開発する必要がある。このため、以下の2つの課題に取り組む。

a 生物多様性保全等の森林の多面的機能の評価及び管理技術の開発

生物多様性の保全等森林のもつ3種以上の多面的機能について空間評価モデルを開発し、多面的機能の相互関係を明らかにするとともに、森林生態系の定量的評価手法を提案する。野外での大規模実証実験を通して、生物多様性の保全等の機能が高い森林へ誘導するための森林管理技術の開発を行う。また、絶滅危惧種の統合的保全手法を開発する。

b 環境低負荷型の総合防除技術の高度化

森林に広域に発生する病虫獣害3種について、生態学的な情報に基づき、生物間の相互作用等の活用による環境に対する負荷の少ない総合防除技術を高度化する。

さらに、研究開発成果を森林管理者の研修並びに地域林業活性化のための検討会等へ提供するなど、行政や地域の森林所有者等に速やかに普及させる体制を整備することにより成果の社会実装を目指す。

イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発

(ア) 持続的かつ効率的な森林施業及び林業生産技術の開発

森林資源の持続性を確保しつつ、多様なニーズに応じて柔軟かつ持続的に木材を供給するため、多様な森林の施業技術や木材生産技術の確立が求められている。このため、以下の2つの課題に取り組む。

a 地域特性と多様な生産目標に対応した森林施業技術の開発

造林コスト縮減や施業技術の改善等によって初期保育経費の10%以上の低減を図るなど森林施業の低コスト化及び効率化に取り組むとともに、立地環境などの地域特性に配慮し、樹種特性を考慮した天然更新や混交林化に向けた更新管理技術を開発する。また、長伐期化を含めた多様な生産目標に対応した森林施業技術を開発する。

b 効率的な森林管理手法及び先導的な林業生産技術の開発

地域特性や多様な生産目標に対応した機械作業システムや基盤整備技術等による効率的な木材生産技術、高度な森林情報計測技術や多様な森林情報の評価技術による効率的な森林管理手法を開発するとともに、先端的な計測・制御技術や情報通信・処理技術を導入した先導的な林業生産技術を開発し、生産性を20%向上させる。

さらに、研究開発の成果が速やかに林業の現場に普及し活用されるよう、全国各地において情報発信を行うとともに、開発したツールを森林所有者・林業事業者等が現場で活用されるよう成果の普及に努める。

(イ) 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発

我が国の豊かな森林資源の有効活用を図り、建築用材から木質バイオマス等に至る多様な木材需要に対応するため、地域性を活かした木材・木質原料の安定供給体制の構築が求められている。このため、以下の2つの課題に取り組む。

a 持続的林業経営と効率的流通・加工体制の構築に向けた社会的・政策的対策の提示

多様化しつつある木材需要と林業構造や林産業の立地状況等を把握するとともに、地域的な労働力や事業量の動向等を踏まえて、森林所有者や林業事業者の持続可能な林業経営のあり方、木材需要動向と用途に応じた木材安定供給のための方向性、流通・加工体制の合理化、効率化を図るための社会的・政策的対策の方向性を提示する。

b 地域特性に応じた木質エネルギー等の効率的利用システムの開発

地域利用を目指した木質バイオマス資源の生産・供給ポテンシャルを評価するため、早生樹等の低コスト造林技術や林地残材の低コスト供給手法の開発、木質バイオマスの供給安定性評価並びにエネルギー利用に関する採算性評価等を行うとともに、木質バイオマスによるエネルギー変換利用システムを開発する。

さらに、これらの成果が地域の産業と雇用創出につながるよう、行政機関、大学、民間企業等と連携しつつ、3地域において実証研究・実証事業等により成果の社会実装化に向けた取組を行う。

ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発

(ア) 資源状況及びニーズに対応した木材の利用技術の開発及び高度化

木材・木質材料の更なる需要拡大に向け、消費者ニーズに対応する材料や利用法の開発、大径材等需要が少ない木質資源の利用方法の開発が求められている。このため、以下の2つの課題に取り組む。

a 原木等の特性評価技術の開発及び製材・乾燥技術等の高度化

大径材や早生樹等の品質及び特性の非破壊評価技術を高度化するとともに、樹種・産地判別技術の効率化に資する技術の開発等を行う。大径材等を利用拡大するため直径36cm以上の原木の効率的な製材・機械加工技術等を開発するとともに、様々な乾燥技術やセンシング技術の応用により人工乾燥技術を高度化する。

b 新規木質材料利用技術、構造利用技術及び耐久性付与技術の開発

従来の木質材料に加え、CLT（直交集成板）等新規木質材料の効率的な製造技術及び強度性能評価手法、建築・土木分野等における構造体への木質材料利用技術及びそれらの防耐火性、耐久性等の信頼性向上技術を開発するとともに、人間の生理応答等を指標とした木質空間の快適性に関する評価手法を高度化する。

さらに、得られた成果は、行政機関、大学、研究機関、関係団体、民間企業等と連携して実証を行い、速やかな実用化を図るとともに、日本農林規格等の国家規格や各種基準等に反映させることで、信頼性が高く消費者ニーズに合致した木材・木質材料の利用促進に貢献する。

(イ) 未利用木質資源の有用物質への変換及び利用技術の開発

間伐等由来の未利用材の有効利用のため、セルロース、リグニン等木材主成分の有効活用や、未利用抽出成分の機能を活かした、新たな需要創出が求められている。このため、以下の3つの課題に取り組む。

a 多糖成分等を利用した高機能・高付加価値材料の開発

未利用木質資源からバイオリファイナリー技術等を用いて分離したセルロース・ヘミセルロースなどの多糖成分や、それに物理的・化学的処理を施すことによつて得られるセルロースナノファイバー等の素材、または微細な木質原料等を用いて、化学工業や食品産業分野等に適用することのできる高機能・高付加価値材料等を製造・利用する技術の開発を行う。セルロースナノファイバーについては、その実用化を促進するため、生産コストの25%削減を達成する。

b リグニンの高度利用技術の開発

地域の木質バイオマス中のリグニン資源を利活用した新たな産業の創出をめざし、林地残材等の未利用バイオマスから効率的にリグニンを取り出す技術を開発

する。加えて、熱成形性等の工業材料として求められる実用的加工性や、凝集剤や分散剤等の化成品としての性能を付与した機能性リグニンを製造する技術を開発する。また、耐熱性プラスチックや電子基板等、機能性リグニンをを用いた高付加価値な工業製品を開発し、新たなリグニン産業創出に貢献するリグニンの高度利用技術を開発する。

c 機能性抽出成分の抽出・利用技術の開発

間伐材等の未利用木質資源から有用な抽出成分を検索し、健康増進等に関する機能性の解明や活性物質等に関する化学的な特性を解明するとともに、それらの機能性を活かした実用レベルの利用法を確立する。またそれらの実用化に向けて、環境に配慮した効率的な抽出・分離技術や機能性を向上させる技術、効果的な利用技術の開発を行う。

さらに、研究開発によって得られた高機能材料・高付加価値材料を速やかに実用化するため、応用段階に入った研究については、民間企業等を含む研究コンソーシアムを構築して研究を推進し、製造技術及び利用技術の社会実装化を図ることで、未利用木質資源による新産業の創出に貢献する。

エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

(ア) 生物機能の解明による森林資源の新たな有効活用技術の高度化

森林生態系に影響を及ぼす環境問題等への対応及び森林資源の持続的な利用のため、分子生物学等の先端技術を活用して樹木が有する様々な機能を解明し、新たに有効活用する技術を高度化する必要がある。また、きのこや森林微生物のもつ食用、腐朽分解、代謝などの特異な生物機能を解明し、産業創出に寄与すべく新たな利用法を開発する必要がある。このため、以下の2つの課題に取り組む。

a 樹木の生物機能の解明とその機能性の新たな有効活用

ゲノム情報や分子生物学等の先端技術を活用し、樹木等の環境ストレス耐性、成長・分化及び代謝産物に関する分子基盤の解明とその機能性を利用した森林資源・環境保全技術等の開発、花粉発生源対策に資する不稔性遺伝子等有用遺伝子の特定及び機能評価、森林樹木の遺伝子流動評価、気候変動・環境変化に対する適応関連遺伝子の保有状況の解明と利用技術の開発を行う。

b きのこと及び微生物が有する生物機能の解明と新たな有効活用

きのこに含まれる機能性成分についてその評価と品質安定化等の利用技術の開発、原木栽培シイタケの放射性セシウム抑制技術の開発、マツタケなど2種以上の高級菌根性きのこの栽培技術の開発、森林微生物の木材腐朽等の生物機能の解明及び微生物を応用したリグニン等芳香族成分の新規有用物質への変換技術の開発、及びPCB等の難分解性化合物の微生物分解機構の解明を行う。

さらに、得られた遺伝情報等に関する成果は、遺伝子データベースとして充実を図り、新たな種の情報及び針葉樹において1万以上の新規遺伝子の情報を追加するとともに、森林総合研究所から発信する公開データベース等を用いて世界に向け広く情報発信する。また、環境保全技術やきのこに係る成果は、行政機関、大学、民間企業等と連携しながら、森林資源の保全及びきのこの生産性の向上に貢献する。

(イ) 多様な優良品種等の開発と育種基盤技術の強化

地球温暖化防止、林業の成長産業化、花粉発生源対策等の重要施策の推進に貢献する観点から、優良品種等の開発とそれに資する高速育種技術、優良品種等の早期普及技術の開発、林木遺伝資源の有効利用技術、バイオテクノロジーの高度化及び国際的な技術協力を通じた林木育種技術の開発が求められている。このため、以下の2つの課題に取り組む。

a エリートツリーと優良品種の開発及び高速育種等の育種技術の開発

林業種苗における多様なニーズに対応するため、エリートツリーを300系統及び第2世代マツノザイセンチュウ抵抗性品種、成長に優れた少花粉品種等の優良品種を150品種開発するとともに、これらの早期開発にも対応可能な高速育種技術等の育種技術の開発を行う。また、特定母樹への申請を積極的に進める。

b 林木遺伝資源、バイオテクノロジー、国際協力等による育種・普及技術の開発

トレーサビリティを確保した原種苗木配布システム等の普及技術の開発を行うとともに、早生樹種等の収集・評価技術や栄養体等を対象とした施設保存技術等林木遺伝資源の利用促進に向けた技術の開発を行う。また、遺伝子組換え雄性不稔スギの野外での特性評価、薬用系機能性樹木の増殖技術の開発等バイオテクノロジーを利用した育種技術の開発を行う。さらに、国際的な技術協力や共同研究を通じて気候変動への適応策等に資する林木育種技術の開発を行う。

さらに、開発された優良品種等の種苗を都道府県等に対し配布するとともに、開発品種の特性に関する情報提供や採種園等の造成・改良に関する技術指導等を都道府県等に対して行うことにより、開発した優良品種等の早期普及を図る。

(2) 長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の生産及び配布

国立研究開発法人として、長期的かつ全国的な視点に基づき配置された収穫試験地等における森林の成長・動態調査、森林水文モニタリング等の長期モニタリングを実施するとともに、木材の識別等基盤的な情報を収集し、ウェブサイト（ホームページ）等を用いてデータを公開する。

また、きのこ類等森林微生物の遺伝資源について対象を適切に選択しつつ概ね250点を探索・収集し、増殖・保存及び特性評価等を行うとともに、配布に活用する。

新需要等が期待できる有用樹種3樹種以上において、優良系統の選抜が可能となる母集団の作成を行うとともに、主要樹種の育種素材、脆弱な希少遺伝資源を対象に林木遺伝資源の収集、保存、特性調査を行う。また、試験研究用としてこれらの遺伝資源を配布する。

さらに、開発された優良品種等の種苗について、都道府県等の要望する期間内に全件数の90%以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。

(3) 研究開発成果の最大化に向けた取組

ア 「橋渡し」機能の強化

国内外における森林・林業・木材産業に対する社会ニーズ及び科学技術の動向を踏まえ、研究シーズの創出から事業ベースの実証研究に至るまで、ニーズに合致する最適な研究成果が森林・林業・木材産業の担い手や関連企業等において活用されるよう実施体制を整備しつつ、以下の取組により「橋渡し」機能を強化する。

(ア) 産学官及び民との連携、協力の強化

森林研究・整備機構は、研究成果の実用化に向けて、産学官及び民との連携、協力の強化及び成果の普及を目指し、森林総合研究所に産学官民連携推進担当研究コーディネーター及び産学官連携・知財戦略室、並びに各支所に産学官民連携推進調整監を配置し、産学官及び民との連携機能及び協力体制の強化を図る。

森林研究・整備機構はこれらの体制を活用し、森林研究・整備機構及び大学等が開発したシーズと民間企業や関係団体が必要とするニーズとのマッチングを図るとともに、これらの情報を一元的に管理し、重点課題や共同研究の推進に活用する。さらに、国家規格策定等への貢献、関係団体等による指針、基準及びマニュアルの作成への支援により、研究成果の橋渡しに努める。

(イ) 研究開発のハブ機能の強化

地域のニーズや課題に対応するため、地方の行政機関や公設試験研究機関、大学、NPO、関係団体等とのハブとなり、地域課題への迅速な対応を可能とするよう、研究推進の拠点としての研究体制の充実を図る。このため、森林総合研究所に地域イノベーション推進担当研究コーディネーター及び地域連携戦略室、各支所には地域連携推進室を置き、地域が抱える課題の抽出、研究開発による課題の解決、研究成果の地域への普及を一元的に管理することで、地域課題の解決に向け森林総合研究所及び支所一体となり研究成果の最大化を図る。さらに、水源林造成業務による地域ネットワークも活用しつつ、地域との連携・協力の強化による研究成果の橋渡しに努める。また、森林総合研究所林木育種センター及び同育種場についても林木育種のハブとして、地域ニーズや課題に対応する。

さらに、気候変動に関する研究等、国際的な協調、連携が必要な研究課題を効率的に推進するため、国際連携推進担当研究コーディネーターを配し、海外の研究機関、国際機関等と連携しつつ研究を推進するとともに、地球規模の課題解決に向けた我が国の国際貢献に寄与する。

イ 研究開発成果等の社会還元

研究開発で得られた成果や科学的知見等を社会に普及、還元するため、行政や林業団体、民間企業等に対し委員や講師として一人平均年4回以上の派遣を実施するほか、講習会開催、技術指導や助言等を積極的に行い、科学リテラシーの向上に貢献する。

また、森林研究・整備機構が有する高度な専門知識や専門技術を必要とする木材等の鑑定や各種分析、調査の依頼に対応する。

研究開発成果は、戦略的な知的財産管理を踏まえた上で、国内外の学術雑誌の論文や学会発表等により速やかに公表する。

なお、開発した優良品種等の早期普及を図るため、都道府県等に対し、採種園等の造成・改良に関する講習会を合計100回を目標に開催する。

ウ 研究課題の評価、資源配分及びP D C Aサイクルの強化

研究課題については、外部の専門家・有識者による意見を踏まえた公正で厳格な評価を実施する。

また、P D C Aサイクルを活用し、評価結果を資源配分に反映させるシステムの構築や社会情勢の変化に応じた機動的な課題の見直し等を行い、研究開発成果の最大化に努める。

2 水源林造成業務

水源林造成業務の推進

(1) 事業の重点化

効果的な事業推進の観点から、事業の新規実施については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所限定する。(重点化率100%実施)

(2) 事業の実施手法の高度化のための措置

ア 公益的機能の高度発揮

水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規の分収林契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。

また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。

イ 事業の効果的・効率的な実施

(ア) 事業実施過程の透明性の確保を図りつつ、事業の効果的かつ効率的な実施に努めるため、チェックシートを活用し、事業を実施する。(チェックシート利用率100%実施)

(イ) 森林整備事業全体の動向を踏まえつつコスト削減に向けた取組を徹底する。

ウ 搬出間伐と木材利用の推進

二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成はもとより、林業の成長産業化等にも資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、作業道の丸太組工法などにおいて間伐材を含む、木材の有効利用の推進に努める。

3 森林保険業務の推進

(1) 被保険者へのサービスの向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、必要な人材の確保、事務の簡素化、システム化による各種手続の効率化、マニュアル化や研修の充実による業務委託先を含めた業務実施体制の強化や迅速な保険金の支払い等の取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。

なお、国の災害査定が、災害発生から2～3ヶ月以内としていることを参考に、保険金の支払いの迅速化に向けた取組の目安として、損害実地調査については、林道崩壊や積雪等により早期の調査が困難な場合、干害等において枯死していることを確定する上で経過観察のため一定の期間が必要な場合など、損害実地調査終了までに時間を要する特段の要因がない場合は、基本的に損害発生通知書を受理してから調査終了までを3ヶ月以内とする。

(2) 加入促進

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の加入促進に向けた方針を定期的に作成し、それに即した戦略的な取組を推進する。

なお、その際の目安として、基本的に下記の基準を満たすこととする。

- ① ホームページの逐次更新や広報誌の年4回以上の発行等を通じ、森林所有者や森林経営計画作成者等に森林保険の概要や最新の情報等をわかりやすく発信する。
- ② 関係諸機関と連携し、各都道府県、市町村、森林組合等を対象に、パンフレットやポスター等を幅広く配布・設置する（3,000箇所以上設置）。
- ③ 関係諸機関と連携し、少なくとも3年に1度は各都道府県で1回ずつ開催することを念頭に、都道府県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する（年15回以上実施）。また、森林施業を担う林業経営体等に対する説明会やインターネットを活用した情報提供等も積極的に行う。
- ④ 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、新規加入の拡大及び継続加入の推進などを円滑に行う上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する（年6回以上実施）。

(3) 引受条件

これまでの森林国営保険における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について毎年度検討を行い、必要に応じて引受条件の見直しを行う。

(4) 内部ガバナンスの高度化

金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を年2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び債権債務の管理

(1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務

特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の完了後の評価を確実に行う。

(2) 債権債務管理に関する業務

林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びN T T - A資金に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。(徴収率 100%実施)

第3 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費等の節減

(1) 研究開発業務

運営費交付金を充当して行う事業(新規に追加されるもの、拡充分等を除く。)については、業務の見直し及び効率化を進め、中長期計画期間中、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%及び業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標として節減を行う。

(2) 水源林造成業務

一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、特定中山間保全整備事業等とあわせて毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標として節減を行う。

(3) 森林保険業務

森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、物品調達の必要性、加入促進業務やシステム化における費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来

的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。

なお、業務量及びそれに伴う一般管理費等は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。

（4）特定中山間保全整備事業等

一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、水源林造成業務とあわせて毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標として節減を行う。

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。

3 業務の電子化

出先機関等との情報の共有等については、電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めることとする。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図ることとする。併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性の確保に努める。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 研究開発業務

運営費交付金に係る予算の計画及び実行に当たっては、業務の効率化による効果に加え、「第3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営に努める。

（1）収益化単位の業務ごとの予算と実績管理

運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築し実施する。

（2）セグメントの開示

一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などの開示に努める。

（3）自己収入の拡大に向けた取組

受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等に

より自己収入の確保に努める。本中長期目標の方向に即して、外部研究資金の獲得等を積極的に適切な対応に努める。

2 水源林造成業務

(1) 長期借入金等の着実な償還

当期中長期計画期間中に長期借入金及び債券について675億円を確実に償還する。また、毎年度、最新の木材価格や金利情勢などの経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額とともに公表し、これらと当年度の実績額について検証を行い、その結果を公表する。

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

「第3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。

3 森林保険業務

(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。

(2) 保険料収入の増加に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資するため、新規加入の拡大、継続加入の推進等による保険料収入の増加に向けて、関係諸機関と連携し、森林所有者、森林経営計画作成者、林業経営体等への森林保険の加入促進活動に取り組む。

4 特定中山間保全整備事業等

(1) 長期借入金等の着実な償還

当期中長期計画期間中に長期借入金及び債券について452億円を確実に償還する。

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

「第3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。

5 予算

(1) 研究開発業務

平成28年度～平成32年度予算

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題 「ア森林」	重点課題 「イ林業」	重点課題 「ウ木材」	重点課題 「エ機能解 明・林木育 種」	勘定共通	合 計
収 入						
運営費交付金	11,736	8,027	5,313	7,847	17,970	50,892
施設整備費補助金	0	0	0	377	700	1,076
受託収入	1,886	724	1,361	585	695	5,251
諸収入	0	0	0	0	208	208
計	13,621	8,750	6,673	8,809	19,572	57,427
支 出						
人件費	9,429	6,478	4,281	4,604	14,280	39,073
業務経費	2,306	1,549	1,031	3,242	0	8,129
一般管理費	0	0	0	0	3,898	3,898
施設整備費	0	0	0	377	700	1,076
受託経費	1,886	724	1,361	585	695	5,251
計	13,621	8,750	6,673	8,809	19,572	57,427

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

[運営費交付金の算定方法]

1 平成28年度は、次の算定方法を用いる。

運営費交付金 = (前事業年度一般管理費 × α + 一般管理費特殊要因) + (前事業年度業務経費 × β + 業務経費特殊要因) + 人件費 ± γ - 自己収入

α : 効率化係数(0.97)

β : 効率化係数(0.99)

γ : 毎事業年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 休職者・派遣者・再雇用職員給与 + 非常勤職員給与 + 退職手当 + 福利厚生費

基本給等＝前事業年度（基本給＋諸手当＋超過勤務手当）＋給与改定影響額
 福利厚生費＝共済組合負担金、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料

2 平成29年度以降は、次の算定方法を用いる。

運営費交付金＝（前事業年度一般管理費× α ＋前事業年度業務経費× β ）× γ
 ＋人件費± δ －自己収入

α ：効率化係数(0.97)

β ：効率化係数(0.99)

γ ：消費者物価指数（1.00）

δ ：毎事業年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費＝基本給等＋休職者・派遣者・再雇用職員給与＋非常勤職員給与＋退職
 手当＋福利厚生費

基本給等＝前事業年度（基本給＋諸手当＋超過勤務手当）＋給与改定影響額
 福利厚生費＝共済組合負担金、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料

[注記] 前提条件：消費者物価指数の伸び率を0%と推定。

(2) 水源林造成業務

平成28年度～平成32年度予算

(水源林勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金等	126,728
長期借入金	29,700
業務収入	1,941
業務外収入	724
計	159,093
支 出	
業務経費	66,605
造林事業関係経費	64,102
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費	2,503
借入金等償還	67,530
支払利息	8,642
一般管理費	1,765
人件費	16,591
業務外支出	100
計	161,234

(注1) 長期借入金は、国庫補助金等に見合う額を計上した。

(注2) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 森林保険業務

平成28年度～平成32年度予算

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業務収入	11,162
業務外収入	6
計	11,167
支 出	
人件費	1,307
保険金	7,295
業務経費	2,757
一般管理費	816
業務外支出	0
予算差異	▲1,007
計	11,167

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(4) 特定中山間保全整備事業等

平成28年度～平成32年度予算

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
政府交付金	457
長期借入金	7,020
業務収入	41,522
業務外収入	74
計	49,073
支 出	
借入金等償還	45,249
支払利息	3,061
一般管理費	349
人件費	929

業務外支出	1, 208
計	50, 795

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

6 収支計画

(1) 研究開発業務

平成28年度～平成32年度収支計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題 「ア森林」	重点課題 「イ林業」	重点課題 「ウ木材」	重点課題 「エ機能解 明・林木育 種」	勘定共通	合 計
費用の部	13, 677	8, 787	6, 698	8, 509	18, 892	56, 563
經常費用	13, 677	8, 787	6, 698	8, 509	18, 892	56, 563
人件費	9, 429	6, 478	4, 281	4, 604	14, 280	39, 073
業務経費	2, 016	1, 354	902	2, 835	0	7, 107
一般管理費	0	0	0	0	3, 797	3, 797
受託経費	1, 886	724	1, 361	585	695	5, 251
減価償却費	345	232	154	485	120	1, 336
財務費用	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0
収益の部	13, 677	8, 787	6, 698	8, 509	18, 892	56, 563
運営費交付金収益	11, 446	7, 832	5, 183	7, 439	17, 869	49, 769
受託収入	1, 886	724	1, 361	585	695	5, 251
諸収入	0	0	0	0	208	208
資産見返運営費交 付金戻入	345	232	154	485	120	1, 336
資産見返物品受贈 額戻入	0	0	0	0	0	0
臨時利益	0	0	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0	0	0
前中長期目標期間繰 越積立金取崩額	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0

(注1) 当勘定における退職手当については、その金額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(注2) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成業務

平成28年度～平成32年度収支計画

(水源林勘定)		(単位：百万円)
区 分	金 額	
費用の部	11,338	
經常費用	11,338	
分収造林原価	250	
販売・解約事務費	755	
復興促進業務費	73	
一般管理費	1,050	
人件費	2,935	
財務費用	6,275	
雑損	0	
収益の部	10,477	
經常収益	10,477	
分収造林収入	227	
販売・解約事務費収入	755	
資産見返補助金等戻入	68	
国庫補助金等収益	8,724	
財務収益	12	
雑益	692	
純利益	▲861	
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	1,542	
総利益	681	

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 森林保険業務

平成28年度～平成32年度収支計画

(森林保険勘定)		(単位：百万円)
区 分	金 額	
費用の部	38,569	
經常費用	38,569	
人件費	1,306	
支払保険金	7,295	
支払備金繰入	2,551	

責任準備金繰入	23,819
業務費	2,781
一般管理費	817
財務費用	0
雑損	0
収益の部	37,932
經常収益	37,932
保険料収入	10,315
支払備金戻入	2,571
責任準備金戻入	24,143
資産見返負債戻入	69
財務収益	834
雑益	—
純利益	▲637
総利益	▲637

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(4) 特定中山間保全整備事業等

平成28年度～平成32年度収支計画

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,608
經常費用	4,585
一般管理費	374
人件費	928
財務費用	2,987
雑損	297
臨時損失	23
収益の部	3,600
經常収益	3,600
資産見返補助金等戻入	4
国庫補助金等収益	469
割賦利息収入	3,060
財務収益	32
雑益	35
純利益	▲1,008
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	1,152

総利益	144
-----	-----

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

7 資金計画

(1) 研究開発業務

平成28年度～平成32年度資金計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題 「ア森林」	重点課題 「イ林業」	重点課題 「ウ木材」	重点課題 「エ機能解 明・林木育 種」	勘定共通	合 計
資金支出	13,621	8,750	6,673	8,809	19,572	57,427
業務活動による支出	13,187	8,459	6,479	7,822	18,772	54,718
投資活動による支出	435	292	194	987	801	2,708
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0
次期中長期目標期間 への繰越金	0	0	0	0	0	0
資金収入	13,621	8,750	6,673	8,809	19,572	57,427
業務活動による収入	13,621	8,750	6,673	8,432	18,873	56,350
運営費交付金によ る収入	11,736	8,027	5,313	7,847	17,970	50,892
受託収入	1,886	724	1,361	585	695	5,251
その他の収入	0	0	0	0	208	208
投資活動による収入	0	0	0	377	700	1,076
施設整備費補助金 による収入	0	0	0	377	700	1,076
その他の収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成業務

平成28年度～平成32年度資金計画

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
-----	-----

資金支出	171,545
業務活動による支出	93,670
投資活動による支出	9,600
財務活動による支出	67,530
次期中長期目標期間への繰越金	745
資金収入	171,545
業務活動による収入	75,435
補助金収入	72,863
収穫等収入	1,866
その他の収入	706
投資活動による収入	11,100
財務活動による収入	83,565
前期中長期目標期間からの繰越金	1,445

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 森林保険業務

平成28年度～平成32年度資金計画

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	28,689
業務活動による支出	11,976
投資活動による支出	16,404
財務活動による支出	3
次期中長期目標期間への繰越金	305
資金収入	28,689
業務活動による収入	11,167
投資活動による収入	17,226
財務活動による収入	—
前期中長期目標期間からの繰越金	295

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(4) 特定中山間保全整備事業等

平成28年度～平成32年度資金計画

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
-----	-----

資金支出	85,455
業務活動による支出	6,312
投資活動による支出	19,201
財務活動による支出	59,749
次期中長期目標期間への繰越金	193
資金収入	85,455
業務活動による収入	42,040
政府交付金収入	457
負担金・賦課金収入	38,394
その他の収入	3,189
投資活動による収入	21,313
財務活動による収入	21,520
前期中長期目標期間からの繰越金	582

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

8 保有資産の処分

保有資産の見直しについては、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

第5 短期借入金の限度額

1 研究開発業務

13億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

2 特定中山間保全整備事業等

76億円

(想定される理由)

一時的な資金不足

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

1 研究・育種勘定

平成27年度末までに用途を廃止し、不要となっている財産である北海道支所外来研究員宿泊所跡地（札幌市）、東北支所好摩実験林（盛岡市）、関西支所宇治見・島津実験林（京都市）、四国支所松原山苗畑（高知市）、九州支所もみじ山（熊本市）については、平成28年度以降に現物納付する。

2 特定地域整備等勘定

平成28年度に用途を廃止する予定の職員宿舍第3号（杉並区清水）については、平成28年度以降に現物納付する。また、平成29年度以降に用途を廃止する予定のいずみ倉庫（福島市）については、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の影響等があることから、その処理状況を勘案しつつ、平成29年度以降の現物納付に向け、関係機関等と調整を行う。

第7 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

（計画対象面積の上限） 82,000ha

第8 剰余金の使途

1 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充てる。

2 水源林勘定

剰余金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

3 特定地域整備等勘定

剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充てる。

第9 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等

1 施設及び設備に関する計画

低炭素・脱炭素社会を目指していく世界経済の方向性の中、日本の約束草案（平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定）も踏まえ、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネ化（改修）や高効率照明の導入、維持・管理経費の節減、安全確保のための老朽化施設の更新等の観点から、業務の実施に必要な施設及び設備について、計画的な整備に努める。

千代田苗畑については、苗畑管理に必要な道路及び事業用地を確保するため、国有地を取得する。また、四国支所については、樹木園の管理に必要な用地及び通行路を確保するため、小規模介在地の取得を検討する。

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額
研究開発用施設の整備・改修等	1,076 ± ε

（注）「ε」は、各事業年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費。

2 人事に関する計画

(1) 研究開発業務

研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。

(参考1)

期首の常勤職員数 779 人

(2) 水源林造成業務

水源林造成業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。

(参考2)

期首の常勤職員数 347 人

(3) 森林保険業務

森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。

(参考3)

期首の常勤職員数 36 人

(4) 特定中山間保全整備事業等

特定中山間保全整備事業等の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。

(参考4)

期首の常勤職員数 18 人

3 積立金の処分

(1) 研究・育種勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

(2) 水源林勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

(3) 特定地域整備等勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充てる。

4 研究開発業務と水源林造成業務及び森林保険業務との連携の強化

(1) 研究開発業務と水源林造成業務の連携

全国に展開している水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用して施業技術や森林管理手法等の実証試験を実施するとともに、水源林造成の事業地で

得られる調査データ等を研究開発業務に活用する。

また、検討会等を通じ、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業者への研究成果の「橋渡し」に取り組む。

(2) 研究開発業務と森林保険業務の連携

森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した気象害の発生要因解析とリスク評価等の森林災害に係る研究開発業務を推進する。

5 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化

森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、森林整備センター及び森林保険センターを擁する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。

また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。

さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、国、都道府県等行政機関をはじめとする関係諸機関と連携・協力した取組を推進する。

6 広報活動の促進

(1) 研究開発業務

森林研究・整備機構の成果及び森林の多面的機能や木材利用の意義を一般市民と共有し、森林や木材利用に対する国民理解の醸成を図り、適切な森林管理と木材利用が進むよう、研究成果等を各種メディアで広報する。また、広報に当たっては、利用者の利便性を考慮しつつ、普及に最適なメディアを戦略的に活用し、マスメディア等へのプレスリリース、ウェブサイトの活用、広報誌の配布等様々な手段で効果的に実施する。

(2) 水源林造成業務

水源林造成業務と研究開発業務との連携を図りつつ、職員及び造林者等を対象とした整備局の検討会を通じて、森林整備に係る技術情報を提供する。

森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等における対外発表活動を奨励し推進する。

水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分収造林契約実績の公表等を実施する。

事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータ

の蓄積を実施する。

(3) 森林保険業務

森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、森林保険の窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の御意見等をホームページや広報誌等を通じて積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。

7 ガバナンスの強化

(1) 内部統制システムの充実・強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総管査第322号 総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの更なる充実・強化を図る。

このため、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統や連絡・報告体制を明確化するとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。

また、監事及び監査法人等との連携強化並びに監査従事職員等の資質向上を図りながら、PDCAサイクルの下、内部監査を効率的・効果的に実施する。

(2) コンプライアンスの推進

役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。

このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、毎年度の取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。

また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進するとともに、不適正な経理処理事案の再発防止策の周知及び徹底、不正防止計画の着実な推進に努める。

8 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

研究開発業務の成果の創出のため、人材の確保に当たっては、常勤職員の採用に加え、テニユアトラック制や、任期付き研究員制度、再雇用等を活用し、女性・外国人・若手・中堅研究者・シニア研究員等、森林研究・整備機構が必要とする才能豊かで多様な人材の確保に努める。また、研究者の流動化や人材交流により新たなイノベーション創出を図るため、クロスアポイントメント制度等を整備する。

水源林造成業務の確実な実施のため、必要な人材を確保する。

森林保険業務の適正な実施、専門性の向上等のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配置するほか、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

(2) 職員の資質向上

「農林水産研究における人材育成プログラム（平成27年農林水産技術会議改正）」等を踏まえ、森林研究・整備機構の人材育成プログラムを改正し、個人の資質や経歴、年齢に応じた研修等の実施により、研究遂行能力の向上とともに、研究マネジメント能力やコーディネート能力等、研究管理部門等が必要とする能力を開発し、個々の研究者の資質を活かす様々なキャリアパスへの誘導を計画的に進める。

さらに、一般職員についても、職員の資質の向上を図るため、業務に必要な各種資格を計画的に取得することに努めるとともに、水源林造成業務や森林保険業務における高度な専門知識が必要とされる業務を適切に実施するため、各種研修に職員を参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。

このほか、男女共同参画の推進及び女性研究者の活躍促進に向けた両立支援の充実のため、男女共同参画の推進に努める。

(3) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。

研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の「橋渡し」活動並びに研究管理業務等への貢献を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

(4) 役職員の給与水準等

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準とする。

また、研究開発業務については、手当を含め給与の在り方を検証し、クロスアポイントメント制度の整備とともに、年俸制について検討を行う。

さらに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、役職員の給与水準を公表する。

9 情報公開の推進

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、適切に情報公開を行う。

なお、森林保険業務に関する情報公開の実施に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。

10 情報セキュリティ対策の強化

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ

ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組む。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDC Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善に努める。

また、特定個人情報を含む個人情報についての管理・保護の徹底に努める。

11 環境対策・安全管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うこととともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、労働災害や事故の未然防止に努めるとともに、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に行う。

水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。

理 事 会 資 料

平成 29 年 4 月 14 日

平成 29 年度計画について（届出）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 8 において準用する第 31 条の規定により、国立研究開発法人森林研究・整備機構の平成 29 年度計画を定め、農林水産大臣あて届け出たので、お知らせします。

資料：国立研究開発法人森林研究・整備機構平成 29 年度計画



28 森林総研第1734号
平成29年3月31日

農林水産大臣 山本 有二 殿

国立研究開発法人森林総合研究所
理事長 沢田 治雄



国立研究開発法人森林研究・整備機構平成29年度計画について

このことについて、独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第35条の8において準用する第31条第1項の規定により、別添のとおり国立研究開発法人森林研究・整備機構平成29年度計画を定めたので、届出いたします。

国立研究開発法人森林研究・整備機構 平成29年度計画

28森林総研第1734号

平成29年3月31日

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5第1項の規定に基づき、平成29年3月28日付けをもって認可された国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）の中長期計画を達成するため、同法第35条の8において準用する第31条の定めるところにより、次のとおり平成29年度の業務運営に関する計画を定める。

第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 研究開発業務

(1) 研究の重点課題

ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発

(ア) 森林生態系を活用した治山技術の高度化と防災・減災技術の開発

a 山地災害発生リスクの予測と森林の防災機能の変動評価

高解像度地形情報を活用した地震後の降雨による崩壊危険地抽出技術を開発する。

b 森林の水源涵養^{かん}機能を高度に発揮させる技術の開発

森林施業が水源涵養^{かん}機能に与える影響を明らかにするために、主伐に伴う表層土壌の水分環境の変動量を解明する。

c 森林気象害リスク評価手法の開発

気象被害発生地の地形、気象、林況等から被害種別を判定する手法を開発する。

d 森林生態系における放射性物質の動態把握と予測モデルの開発

森林生態系における放射性セシウムの分布状況の変化を継続調査し、森林内の放射性セシウムの動態を明らかにする。

(イ) 気候変動の影響評価技術の高度化と適応・緩和技術の開発

a 長期観測による森林・林業への気候変動影響評価技術の高度化

長期にわたる気候変動の影響評価のために、歴史資料を用いて数百年以上前の森林植生の変遷を解明する。また、熱帯林で得られた長期観測データを活用して、気候変動下の森林動態に関わる一斉開花の予測手法の開発を行う。

b 生態系機能を活用した気候変動適応及び緩和技術の開発

分布拡大が進みつつあるマツ材線虫病について、気候変動シナリオに基づくリスク域の評価技術を開発する。また、森林劣化の進行する熱帯地域について、REDDプラスの推進に必要な土壌炭素貯留量の推定技術を開発する。

(ウ) 生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発

a 生物多様性保全等の森林の多面的機能の評価及び管理技術の開発

トドマツ人工林における保残伐施業の実証実験において、伐採後の生物多様性と生態系サービスに及ぼす保残伐の効果を明らかにし、生物多様性に配慮した森林管理技術を開発する。

b 環境低負荷型の総合防除技術の高度化

薬剤の使用を抑制しつつ、松くい虫被害の拡大を防止しマツ林生態系を維持・再生するため、天敵微生物製剤等を利用したマツノマダラカミキリ成虫逸出抑制の有効性を検証するとともに、マツ被害材の利用に向けた協働モデルを構築する。

イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業技術の開発

(ア) 持続的かつ効率的な森林施業及び林業生産技術の開発

a 地域特性と多様な生産目標に対応した森林施業技術の開発

一貫作業による人工林の主伐－再造林施業において、コスト削減に有効な地拵えや下刈り省力技術を開発する。広葉樹林の更新阻害要因解明のために、幼木の樹種別分布特性を把握し、その影響因子を特定する。

b 効率的な森林管理手法及び先導的な林業生産技術の開発

デジタル空中写真によって把握される林冠高や本数密度から、伐採計画に必要な材積等の林分情報を低コストで推定する技術を開発し、空中写真立体視ソフトに実装する。わが国の作業条件に適応した大径・長尺材搬出作業システムを提示し、生産性・コスト評価を行う。

(イ) 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発

a 持続的林業経営と効率的流通・加工体制の構築に向けた社会的・政策的対策の提

示

家具・内装用途等の国内広葉樹資源の需要拡大に向けた対応方策を提案する。森林レクリエーション等の国民の多様な要求を踏まえた林地の持続的かつ有効な利用に向けて、制度的な課題と対策を示す。

b 地域特性に応じた木質エネルギー等の効率的利用システムの開発

木質バイオマスエネルギー利用の普及拡大に向けて、利便性の高いペレット等の木質系燃料の造粒条件を明らかにする。多額の処理コストが課題となっている木質バイオマスボイラーの燃焼灰の活用に向けて、燃焼灰の施用による樹木成長促進効果と土壌影響を評価する。

ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発

(ア) 資源状況及びニーズに対応した木材の利用技術の開発及び高度化

a 原木等の特性評価技術の開発及び製材・乾燥技術等の高度化

丸太のヤング率を振動試験から精度良く求めるため解析モデルの改良を行うとともに、木材の切削加工時に被削材で生じるひずみ分布を画像相関法によって測定し、ひずみの消長と切削条件との関係を明らかにする。

b 新規木質材料利用技術、構造利用技術及び耐久性付与技術の開発

ツーバイフォーたて継ぎ材に比べて断面の大きい枠組壁工法構造用たて継ぎ材（スリーバイフォー材、フォーバイフォー材）の強度特性を明らかにする。木材に化学改質を施し寸法安定性を高める手法に関し、超臨界流体を用いた熱処理を実施し、有効な処理条件を明らかにする。木材の嗅覚刺激が人間の生理面に与える影響を評価する手法の従来と異なる被験者群への適用可能性を検証する。

(イ) 未利用木質資源の有用物質への変換及び利用技術の開発

a 多糖成分等を利用した高機能・高付加価値材料の開発

木質資源由来の多糖類から高機能・高付加価値材料を開発するため、森林総研法で製造するセルロースナノファイバーの品質評価のための指標を明らかにする。また、半炭化処理舗装材の試験製造、施工及び利用現場での実証にもとづき、地域での利用モデルを提示する。

b リグニンの高度利用技術の開発

リグニンを高度利用するため、改質リグニンの製造と安定供給技術の開発において、濾別システムの導入により改質リグニンの精製工程を効率化する。また、ベン

チプラントのオペレーションにおいて、回収薬剤の物性を均一化し薬液リサイクル効率を大幅に向上させる。

c 機能性抽出成分の抽出・利用技術の開発

未利用木質資源からの有用成分の抽出・利用技術を開発するため、樹皮等から見出された機能性成分の特性を解明するとともに、利活用に必要な抽出技術等を開発する。また、竹を原料とする有用な生物活性資材（機能性抽出液、建築資材等）の量産試験、性能評価、利用実証を行うとともに、製造コストを評価する。

エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

(ア) 生物機能の解明による森林資源の新たな有効活用技術の高度化

a 樹木の生物機能の解明とその機能性の新たな有効活用

樹木の環境ストレス耐性及び代謝産物に関する分子基盤を解明するために、アルミニウム無毒化タンニンの生合成酵素の遺伝子発現特性を明らかにする。窒素同化産物であるアミノ酸を分析し、樹木の窒素同化酵素の効率性を評価する。

b きのこと及び微生物が有する生物機能の解明と新たな有効活用

シイタケ原木栽培における放射性セシウム汚染を低減させるため、ホダ木樹皮からホダ木内部への放射性セシウム移動量を解明し、ホダ木汚染と子実体汚染の関係を明らかにする。高級菌根性きのこの栽培技術を開発するため、トリュフ感染苗木の生育に適した肥培管理条件を明らかにする。木質成分の有用物質への変換技術を開発するため、リグニンにカワラタケラッカーゼを作用させ、主要反応成分として有用な低分子化合物を得る効率的な手法を確立する。

(イ) 多様な優良品種等の開発と育種基盤技術の強化

a エリートツリーと優良品種の開発及び高速育種等の育種技術の開発

検定等の進捗状況を踏まえ、エリートツリーについては概ね55系統、マツノザイセンチュウ抵抗性第二世代品種等の優良品種については概ね35品種を目標として開発する。

また、地球温暖化や花粉症等に対応するための優良品種等の早期開発に対応可能な高速育種技術等の育種技術の開発を進める。

b 林木遺伝資源、バイオテクノロジー、国際協力等による育種・普及技術の開発

優良品種等の遺伝子型の決定を引き続き進めるとともに、原種苗木配布システム

や原種苗木増産技術等の開発を進める。

林木遺伝資源の利用促進に資するため、新たな需要が期待できる早生樹種のコウヨウザンについて、成長、材質等の評価を進め、西南日本地域等に適した優良個体を選定する。

遺伝子組換え雄性不稔スギの野外栽培試験を進め、不稔や成長についての特性評価を行う。

地球温暖化に伴う気候変動への適応策に資するため、ケニア森林研究所との共同研究（JICA技術協力事業）においてメリア次代検定林のデータ解析を進めるとともにアカシア実生検定のデータ収集に着手する。

（2）長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の生産及び配布

収穫試験地等における森林の成長・動態調査、森林水文モニタリング等の長期モニタリング、木材の識別等基盤的情報の収集等を継続して実施する。

また、きのこ類等森林微生物の遺伝資源について、対象を適切に選択しつつ概ね50点を目処に探索・収集し、増殖・保存及び特性評価等を行う。

機能性樹木として需要が期待できるキハダについて、優良系統の選抜が可能な母集団の作成に着手するとともに、育種素材等の収集、保存及び発芽特性等の調査を進める。また、配布申請に従い、林木遺伝資源を配布する。

開発された優良品種等の原種苗木等について、都道府県等の要望する期間内に全件数の90%以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。

（3）研究開発成果の最大化に向けた取組

ア 「橋渡し」機能の強化

「橋渡し」機能を強化するため、以下の取組を行う。

（ア）産学官及び民との連携、協力の強化

森林総合研究所に配置した産学官民連携推進担当研究コーディネーター及び産学官連携・知財戦略室、各支所に配置した産学官民連携推進調整監による産学官及び民との連携・協力体制の活用を図る。

（イ）研究開発のハブ機能の強化

森林総合研究所に配置した地域イノベーション推進担当研究コーディネーター及び地域連携戦略室、各支所に配置した地域連携推進室により、地域が抱える課題の抽出、研究開発による課題の解決、研究成果の地域への普及を一元的に管理し、地域課題解決に森林総合研究所及び支所一体となったハブ機能の強化を図る。

全国に広く分布する水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより、エリートツリーやコンテナ苗の成長特性調査、新たなシカ食害防除方策の検証等の研究開発を推進する。

また、研究開発部門と水源林造成部門との情報交換会や研究者を講師とした整備局の検討会等を通じ、研究者等による指導・助言を行い、研究開発の成果・知見を活用した水源林造成業務における森林整備技術の高度化を支援するとともに、森林所有者や林業事業者に対する研究成果の「橋渡し」に継続して取り組む。

森林総合研究所林木育種センター及び育種場についても、林木育種のハブとして、地方の行政機関、研究機関、大学、関係団体、民間企業等との連携強化を図るため、各種会議の開催や技術指導等を行う。

イ 研究開発成果等の社会還元

研究開発で得られた成果や科学的知見等を社会に普及、還元するため、行政や林業団体、民間企業等に対する講師派遣、講習会開催、技術指導や助言等を積極的に行うほか、森林研究・整備機構が有する高度な専門知識や専門技術を必要とする木材等の鑑定や各種分析、調査の依頼に対応する。

研究開発成果を、戦略的な知的財産管理を踏まえた上で、国内外の学術雑誌の論文や学会発表等により速やかに公表する。

さらに、開発した優良品種等の早期普及を図るため、都道府県等に対し、採種園等の造成・改良に関する講習会を合計20回を目標に開催する。

ウ 研究課題の評価、資源配分及びP D C Aサイクルの強化

外部の専門家・有識者を招いた研究評価会議を開催し、研究課題の評価を実施する。外部評価の結果を課題の管理・運営に反映させ、研究開発成果の最大化に努める。

2 水源林造成業務

(1) 水源林造成業務の推進

ア 事業の重点化

効果的な事業推進の観点から、事業の新規実施については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所限定する。(重点化率100%実施)

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

(ア) 公益的機能の高度発揮

水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規の分収林契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。

また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。

(イ) 事業の効果的・効率的な実施

- ① 事業実施過程の透明性の確保を図りつつ、事業の効果的・効率的な実施に努めるため、チェックシートを活用し、事業を実施する。(チェックシート活用率100%実施)
- ② 森林整備事業全体の動向を踏まえつつコスト削減に向けた取組を徹底する。

(ウ) 搬出間伐と木材利用の推進

二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成はもとより、林業の成長産業化等にも資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、作業道の丸太組工法などにおいて間伐材を含む木材の有効利用の推進に努める。

3 森林保険業務の推進

(1) 被保険者へのサービス向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、必要な人材の確保、事務の簡素化、システム化による各種手続の効率化、マニュアル化や研修の充実による業務委託先を含めた業務実施体制の強化や迅速な保険金の支払い等の取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。

なお、国の災害査定が、災害発生から2～3ヶ月以内としていることを参考に、保険金の支払いの迅速化に向けた取組の目安として、損害実地調査については、林道崩壊や積雪等により早期の調査が困難な場合、干害等において枯死していることを確定する上で経過観察のため一定の期間が必要な場合など、損害実地調査終了までに時間を要する特段の要因がない場合は、基本的に損害発生通知書を受理してから調査終了までを3ヶ月以内とするために業務実施体制の強化等について検討する。

(2) 加入促進

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の加入促進に向けた方針を定期的に作成し、それに即した戦略的な取組を推進する。

なお、その際の目安として、基本的に下記の基準を満たすこととする。

- ① ホームページの逐次更新や広報誌の4回以上の発行等を通じ、森林所有者や森林経営計画作成者等に森林保険の概要や最新の情報等をわかりやすく発信する。
- ② 関係諸機関と連携し、各都道府県、市町村、森林組合等を対象に、パンフレットやポスター等を幅広く配布・設置する（3,000箇所以上設置）。
- ③ 関係諸機関と連携し、少なくとも3年に1度は各都道府県で1回ずつ開催することを念頭に、都道府県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する（15回以上実施）。また、森林施業を担う林業経営体等に対する説明会やインターネットを活用した情報提供等も積極的に行う。
- ④ 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、新規加入の拡大及び継続加入の推進などを円滑に行う上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する（年6回以上実施）。

（3）引受条件

平成29年度は、平成30年度に実施予定の保険料率や割引等の引受条件の改定につき、森林所有者へのお知らせや業務システム改修等を確実に実施する。

また、引き続き森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。

（4）内部ガバナンスの高度化

金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び債権債務の管理

（1）特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務

ア 事業実施完了後の評価に係る業務（社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成。）を確実に行う。

イ 事業実施完了後の評価を確実に行う。

(2) 債権債務管理に関する業務

林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びNTT-A資金に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。(徴収率100%実施)

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 一般管理費等の節減

(1) 研究開発業務

運営費交付金を充当して行う事業(新規に追加されるもの、拡充分等を除く。)については、業務の見直し及び効率化を進め、平成28年度予算比で、一般管理費については、少なくとも3%及び業務経費については、少なくとも1%の節減を行う。

(2) 水源林造成業務

一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、特定中山間保全整備事業等とあわせて中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。

(3) 森林保険業務

森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、物品調達の実必要性、加入促進業務やシステム化における費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。

なお、業務量及びそれに伴う一般管理費等は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。

(4) 特定中山間保全整備事業等

一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、水源林造成業務とあわせて中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」を策定するとともに、同計画に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。

3 業務の電子化

電子化の推進等により事務手続きの簡素化・迅速化及び利便性の向上を図り、併せて適切なセキュリティ対策に努め、情報システムの堅牢性を確保する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 研究開発業務

中長期計画に基づき、業務の効率化を進め、確実な経費の削減を図るなど、適切な運営に努める。

(1) 収益化単位の業務ごとの予算と実績管理

運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築し実施する。

(2) セグメントの開示

一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などの開示に努める。

(3) 自己収入の拡大に向けた取組

受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。本中長期目標の方向に即して、外部研究資金獲得等について積極的に適切な対応に努める。

2 水源林造成業務

(1) 長期借入金等の着実な償還

長期借入金及び債券については、14,528百万円を確実に償還する。

また、最新の木材価格や金利情勢などの経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額と

ともに公表し、これらと実績額について検証を行い、その結果を公表する。

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を踏まえた予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。

3 森林保険業務

(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを検討する。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。

(2) 保険料収入の増加に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資するため、新規加入の拡大、継続加入の推進等による保険料収入の増加に向けて、関係諸機関と連携し、森林所有者、森林経営計画作成者、林業経営体等への森林保険の加入促進活動に取り組む。

4 特定中山間保全整備事業等

(1) 長期借入金等の着実な償還

長期借入金及び債券については、10,637百万円を確実に償還する。

(内訳)

特定中山間保全整備事業等	7,578百万円
緑資源幹線林道事業	3,059百万円

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を踏まえた予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。

5 予算

(1) 研究開発業務

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題 「ア森林」	重点課題 「イ林業」	重点課題 「ウ木材」	重点課題 「エ機能解 明・林木育 種」	勘定共通	合 計
収 入						
運営費交付金	2,968	2,270	1,354	2,402	1,161	10,155
施設整備費補助金	0	0	0	146	937	1,083
受託収入	253	319	160	138	103	973
諸収入	3	3	3	6	25	39
計	3,224	2,592	1,518	2,692	2,225	12,251
支 出						
人件費	2,467	1,726	1,040	1,702	789	7,724
業務経費	347	384	248	663	0	1,642
一般管理費	157	163	70	44	396	829
施設整備費	0	0	0	146	937	1,083
研究・育種施設 整備費	0	0	0	146	73	219
熊本地震災害復 旧事業施設整備 費	0	0	0	0	864	864
受託経費	253	319	160	138	103	973
計	3,224	2,592	1,518	2,692	2,225	12,251

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある

(2) 水源林造成業務

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
-----	-----

収 入	
国庫補助金	14,609
政府出資金	10,774
長期借入金	5,900
業務収入	764
業務外収入	113
計	32,160
支 出	
業務経費	12,309
造林事業関係経費	11,772
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費	538
借入金等償還	14,528
支払利息	1,770
一般管理費	354
人件費	3,310
業務外支出	20
計	32,291

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

(3) 森林保険業務

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業務収入	1,924
業務外収入	1
計	1,925
支 出	
人件費	247
保険金	1,449
業務経費	662
一般管理費	157

業務外支出	0
予算差異	▲590
計	1,925

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

(4) 特定中山間保全整備事業等

(特定地域整備等勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
政府交付金	114
長期借入金	840
業務収入	10,529
業務外収入	9
計	11,493
支 出	
借入金等償還	10,637
支払利息	749
一般管理費	67
人件費	218
業務外支出	73
計	11,744

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

6 収支計画

(1) 研究開発業務

(研究・育種勘定)

(単位:百万円)

区 分	重点課題	重点課題	重点課題	重点課題	勘定共通	合 計
	「ア森林」	「イ林業」	「ウ木材」	「エ機能解		

				明・林木育 種]		
費用の部	3,308	2,675	1,561	2,635	1,084	11,264
經常費用	3,308	2,675	1,561	2,635	1,066	11,245
人件費	2,467	1,726	1,040	1,702	789	7,724
業務経費	300	332	214	573	0	1,420
一般管理費	222	230	99	62	179	792
受託経費	224	282	142	122	91	860
減価償却費	95	105	67	177	6	450
財務費用	0	0	0	0	0	0
雑損	0	0	0	0	18	18
臨時損失	0	0	0	0	0	0
収益の部	3,311	2,686	1,565	2,614	1,098	11,274
運営費交付金収益	2,979	2,280	1,348	2,328	965	9,900
受託収入	253	319	160	138	103	973
諸収入	3	3	3	6	25	39
資産見返運営費交 付金戻入	76	84	54	142	5	361
資産見返物品受贈 額戻入	0	0	0	0	0	0
臨時利益	0	0	0	0	0	0
純利益	3	11	4	▲22	14	10
前中長期目標期間繰 越積立金取崩額	13	14	9	24	1	62
総利益	16	26	13	3	15	72

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成業務

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,723
經常費用	2,723
分収造林原価	50

販売・解約事務費	393
水源環境林業務費	20
復興促進業務費	33
一般管理費	237
人件費	644
財務費用	1,346
雑損	0
収益の部	2,554
經常収益	2,554
分収造林収入	284
販売・解約事務費収入	393
資産見返補助金等戻入	27
国庫補助金等収益	1,751
水源環境林負担金収入	2
財務収益	0
雑益	97
純利益	▲170
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	500
総利益	330

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 森林保険業務

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,343
經常費用	2,343
人件費	245
支払保険金	1,449
支払備金繰入	—
責任準備金繰入	—
業務費	587
一般管理費	62
財務費用	0

雑損	0
収益の部	2, 193
經常収益	2, 193
保険料収入	1, 761
支払備金戻入	17
責任準備金戻入	226
資産見返負債戻入	24
財務収益	165
雑益	0
純利益	▲150
総利益	▲150

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(4) 特定中山間保全整備事業等

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1, 098
經常費用	1, 093
一般管理費	74
人件費	218
財務費用	736
雑損	66
臨時損失	5
収益の部	913
經常収益	913
資産見返補助金等戻入	1
国庫補助金等収益	110
割賦利息収入	794
財務収益	0
雑益	8
純利益	▲185
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	265
総利益	80

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

7 資金計画

(1) 研究開発業務

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題 「ア森林」	重点課題 「イ林業」	重点課題 「ウ木材」	重点課題 「エ機能解 明・林木育 種」	勘定共通	合 計
資金支出	3, 224	2, 592	1, 518	2, 692	2, 225	12, 251
業務活動による支出	3, 145	2, 498	1, 463	2, 438	1, 251	10, 795
投資活動による支出	80	93	54	254	974	1, 455
財務活動による支出	0	0	0	0	0	1
次年度への繰越	0	0	0	0	0	0
資金収入	3, 224	2, 592	1, 518	2, 692	2, 225	12, 251
業務活動による収入	3, 224	2, 592	1, 518	2, 546	1, 289	11, 168
運営費交付金による 収入	2, 968	2, 270	1, 354	2, 402	1, 161	10, 155
受託収入	253	319	160	138	103	973
その他の収入	3	3	3	6	25	39
投資活動による収入	0	0	0	146	937	1, 083
施設整備費補助金 による収入	0	0	0	146	937	1, 083
その他の収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越	0	0	0	0	0	0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成業務

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
-----	-----

資金支出	38,441
業務活動による支出	17,680
投資活動による支出	20
財務活動による支出	14,528
次年度への繰越金	6,213
資金収入	38,441
業務活動による収入	15,468
補助金収入	14,609
収穫等収入	747
その他の収入	112
投資活動による収入	20
財務活動による収入	16,674
前年度からの繰越金	6,279

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 森林保険業務

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	9,777
業務活動による支出	2,319
投資活動による支出	7,194
財務活動による支出	1
次年度への繰越金	263
資金収入	9,777
業務活動による収入	1,925
投資活動による収入	7,520
財務活動による収入	—
前年度からの繰越金	332

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(4) 特定中山間保全整備事業等

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	19,798
業務活動による支出	1,162
投資活動による支出	1
財務活動による支出	15,097
次年度への繰越金	3,539
資金収入	19,798
業務活動による収入	10,649
政府交付金収入	114
負担金・賦課金収入	9,721
その他の収入	813
投資活動による収入	4
財務活動による収入	5,300
前年度からの繰越金	3,845

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

8 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

第4 短期借入金の限度額

1 研究開発業務

13億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

2 特定中山間保全整備事業等

41億円

(想定される理由)

・借入金等の償還とその財源となる負担金等の徴収の制度差に起因する一時的な資金不足

・その他一時的な資金不足

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

1 研究・育種勘定

東北支所好摩実験林（盛岡市）については、隣接所有者との調整等、所要の措置を講じた上で、現物納付の事務手続きを進める。

2 特定地域整備等勘定

書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、敷地内の地下に埋設してある除染後の汚染土壌の処理状況を勘案しつつ、国への返納措置を検討する。

第6 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

（計画対象面積の上限） 16,400ha

第7 剰余金の使途

1 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充てる。

2 水源林勘定

剰余金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

3 特定地域整備等勘定

剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充てる。

第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等

1 施設及び設備に関する計画

省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、安全確保等のための老朽化施設の更新を図る観点から、業務の実施に必要な施設及び設備について、計画的な整備に努める。

四国支所の小規模介在地については、取得のための条件整備を進める。

施設及び設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額
北海道支所暖房設備改修（北海道支所）	〃

林木育種センター木材組織解析室改修 (ゲノム育種推進拠点施設整備) (林木育種センター)	219
--	-----

2 人事に関する計画

(1) 研究開発業務

研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。
管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。

(2) 水源林造成業務

水源林造成業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。

(3) 森林保険業務

森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。

(4) 特定中山間保全整備事業等

特定中山間保全整備事業等の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。

3 積立金の処分

(1) 研究・育種勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

(2) 水源林勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

(3) 特定地域整備等勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充てる。

4 研究開発業務と水源林造成業務及び森林保険業務との連携の強化

(1) 研究開発業務と水源林造成業務の連携

全国に広く分布する水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより、エリートツリーやコンテナ苗の成長特性調査、新たなシカ食害防除方策の検証等の研究開発業務を推進する。

また、検討会等を通じ、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事

業体への研究成果の「橋渡し」に取り組む。

(2) 研究開発業務と森林保険業務の連携

森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究を推進する。

5 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化

森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、森林整備センター及び森林保険センターを擁する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。

また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。

さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、行政機関等と連携・協力した取組を推進する。

6 広報活動の促進

(1) 研究開発業務

森林研究・整備機構の情報を広く発信するため、機構ホームページの新設や環境報告書の発行等を推進する。研究開発業務においては、森林総合研究所の成果及び森林・木材に関する情報を広く社会に発信するため、季刊森林総研や研究成果選集等の広報誌発行、ウェブサイト掲載、フェイスブック掲載、記者会へのプレスリリース、市民向けの森林講座・公開講演会・一般公開の開催、外部の各種イベントへの出展など、広報活動を積極的に推進する。

(2) 水源林造成業務

水源林造成業務については、研究開発業務との連携を図りつつ、森林整備に係る技術情報を提供するため、職員及び造林者等を対象とした整備局の検討会を6回以上開催する。

森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等において2件以上発表する。

水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト(ホームページ)、広報誌等により広報するとともに、平成28年度分収造林契約実績のウェブサイトへの掲載等を実施

する。

事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。

(3) 森林保険業務

森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、森林保険の窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の御意見等をホームページや広報誌等を通じて積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。

7 ガバナンスの強化

(1) 内部統制システムの充実・強化

各業務・事業について、役員から現場職員までの指揮命令系統や連絡・報告体制を明確化するとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。

また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに、各種研修への参加等により監査従事職員等の資質向上を図る。

(2) コンプライアンスの推進

役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。

このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。

また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進するとともに、不適正な経理処理事案の再発防止策の周知及び徹底、不正防止計画の着実な推進に努める。

8 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

研究開発業務の成果の創出のため、人材の確保に当たっては、常勤職員の採用に加え、テニユアトラック制や、任期付き研究員制度、再雇用等を活用し、女性・外国人・若手・中堅研究者・シニア研究員等、森林研究・整備機構が必要とする才能豊かで多様な人材の確保に努める。

水源林造成業務の確実な実施のため、必要な人材を確保する。

森林保険業務の適正な実施、専門性の向上等のため、林業経営や森林被害等に精

通した職員を配置するほか、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

(2) 職員の資質向上

平成28年度に改正した森林研究・整備機構の人材育成プログラムに基づき、個人の資質や経歴、年齢に応じた研修等を実施し、研究遂行能力の向上とともに、研究マネジメント能力やコーディネート能力等、研究管理部門等が必要とする能力を開発し、個々の研究者の資質を活かす様々なキャリアパスへの誘導を計画的に進める。

さらに、一般職員についても、職員の資質の向上を図るため、業務に必要な各種資格を計画的に取得させることに努めるとともに、水源林造成業務や森林保険業務における高度な専門知識が必要とされる業務を適切に実施するため、各種研修に職員を参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。

このほか、男女共同参画の推進及び女性研究者の活躍促進に向けた支援の充実のため、男女共同参画の推進に努める。

(3) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。

研究職員の業績評価については、研究業績や学会活動を初め、行政、民間・企業等への技術移転及び森林総合研究所の業務推進等への貢献を十分勘案して行う。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

(4) 役職員の給与水準等

役職員の給与については、国家公務員の水準となるように取り組むとともに、その水準を公表する。

また、研究開発業務については、手当を含め給与の在り方を検証し、クロスアポイントメント制度など業務の特性に応じた報酬・給与制度について検討を行う。

9 情報公開の推進

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、適切に情報公開を行う。

なお、森林保険業務に関する情報公開の実施に当たっては、民間の損害保険会社がやっている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を

参考とする。

10 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルを踏まえ、情報セキュリティ対策の改善に努める。また、特定個人情報を含む個人情報についての管理・保護の徹底に努める。

11 環境対策・安全管理の推進

「国立研究開発法人森林研究・整備機構環境配慮基本方針」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等に基づき、環境対策、省エネ対策及び安全管理を推進する。

さらに、化学物質等の適切な管理を図るため、関係規程類の整備と手引書の見直し等を進めるとともに、化学物質管理システムの導入を通じた化学物質の一元的な管理を推進する。これら取組については、環境配慮等に関する国民の理解を深めるために、研究及び事業活動に係る環境報告書を作成・公表する。

労働災害等の未然防止の観点から、安全衛生管理の年度計画を策定し、研修等を実施するとともに、安全衛生委員会等による職場点検に取り組むほか、労働災害等の発生時における対応等を周知徹底する。

水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。

理 事 会 資 料

平成 29 年 4 月 14 日

第 1 回機構会議等の開催について

平成 29 年度第 1 回機構会議等について別添資料のとおり開催しますので、お知らせ
します。

資料：平成 29 年度第 1 回機構会議等の日程

平成 29 年度第 1 回機構会議議事次第

平成29年度第1回機構会議等の日程について

日 時	内 容	場 所	事 務 局
5月17日(水)			
10:00～12:00	第1回研究所支所意見交換会	第2会議室	研究企画科
13:30～14:30	第1回産学官民・国際連携推進本部会議	大会議室	研究企画科
15:00～17:15	機構会議	大会議室	総合調整室
17:30～	懇親会	所内食堂	
5月18日(木)			
9:00～12:00	業績審査委員会（研究） （育種）	特別会議室 第2会議室	研究評価科 管理課
13:00～14:00	研究企画・運営会議	大会議室	研究企画科
14:10～16:50 (14:10～15:10) (15:20～16:50)	地域情勢交換会議 〔全体（支所長等、育種場長）〕 〔個別（支所長等）〕	特別会議室	研究企画科 総務課

平成29年度第1回機構会議 議事次第

1 開 会

2 挨拶 (理事長挨拶、来賓挨拶・紹介)

3 議 事

(1) 各理事からの報告

(2) 法人名称の変更に伴う対応

(3) 平成29年度に実施される法人評価への対応

(4) 各機関からの連絡事項等

4 閉 会

平成29年度研究ディレクター／研究コーディネーターの業務分担

平成29年4月1日現在

研究ディレクター

	氏名	担当戦略課題等	特命事項
国土保全・水資源研究	大丸裕武	アア 森林生態系を活用した治山技術の高度化と防災・減災技術の開発	環境報告・環境委員会 研究の基盤情報収集と整備推進
気候変動研究	平田泰雅	アイ 気候変動の影響評価技術の高度化と適応・緩和技術の開発	人材育成 ダイバーシティ推進
生物多様性・森林被害研究	尾崎研一	アウ 生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発	広報 情報システム
林業生産技術研究	堀靖人	イア 持続的かつ効率的な森林施業及び林業生産技術の開発 イイ 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発	図書 研究倫理
木質資源利用研究	村田光司	ウア 資源状況及びニーズに対応した木材の利用技術の開発及び高度化	総括 共同利用施設・機械運営
木質バイオマス利用研究	真柄謙吾	ウイ 未利用木質資源の有用物質への変換及び利用技術の開発 イイ 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発	知財戦略
生物機能研究	根田仁	エア 生物機能の解明による森林資源の新たな有効活用技術の高度化	研究報告編集 遺伝子組み換え安全 育種調整

研究コーディネーター

	氏名	担当等	関連事項
国際連携推進	平田泰雅	気候変動に関する研究等、国際的な協調、連携が必要な研究課題を効率的に推進	学会との連携
産学官民連携推進	桃原郁夫	産学官及び民との連携機能及び協力体制の強化	広報、知財戦略、図書
地域イノベーション推進兼 関東中部地域	千葉幸弘	地域が抱える課題の抽出、研究開発による課題の解決、研究成果の地域への普及	育種、森林整備、保険部門との連携 Web版2050年の森

理事会資料
平成29年4月14日

特定母樹の指定について

林木育種センターより特定母樹として申請していた37系統について、平成29年3月30日付で、農林水産大臣の指定を受けた。

樹種名	認定数	備考
スギ	19	エリートツリー9(東北)、第一世代精英樹10(九州)
ヒノキ	7	エリートツリー7(関東)
カラマツ	11	エリートツリー11(東北9、関東2)
合計	37	

(参考)

これまで(平成25年度～平成27年度)林木育種センターが申請し、指定された特定母樹

樹種名	特定母樹数	備考
スギ	110	エリートツリー85(東北9、関東36、関西26、九州14)、 第一世代精英樹12(東北10、九州2)、雪害抵抗性第二世代8(東北8)、少花粉品種5(九州5)
ヒノキ	19	エリートツリー19(関東4、関西14、九州1)
カラマツ	38	エリートツリー38(関東38)
グイマツ	1	第一世代精英樹1(北海道1)
合計	168	

特定母樹について

平成25年5月に改正された「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき、森林のCO₂吸収能力を高めるため、農林水産大臣は特に成長に優れたものを特定母樹として指定し、普及を図ることとしました。

特定母樹の指定は、一定の基準に基づき、主としてエリートツリーの中から行われています。

今後の人工造林は基本的に※特定母樹により行うこととされています。

※「基本的に」とは、特定母樹から採取する種穂によっては生産ができない地域特有のニーズ等に応じた種苗を除くことを意味します。

特定母樹の指定基準

	指定基準
成長量	概ね10年生から20年生の間における単木材積が、在来の系統の概ね1.5倍以上である
材の剛性 (ヤング率)	候補木と同様の林分の個体の平均値と比較して優れている
幹の通直性	曲がりがないか、若しくは曲がりがあっても採材に支障がないものである
雄花着花性 (スギ、ヒノキ)	候補木周辺の林令に近い一般的なスギ、ヒノキの花粉量の概ね半分以下である

(参考) 法律による特定母樹普及促進の支援措置

民間事業者による特定母樹の採種園・採穂園造成の促進を図ることとし、このような民間事業者は以下のような措置が受けられます。

- ① 特定母樹の増殖に必要な林業・木材産業改善資金(無利子資金)の償還期間の延長等
- ② 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の手続きが不要

理 事 会 資 料
平成 29 年 4 月 14 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター職員募集
(平成29年9月1日付け採用)のお知らせ

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター（以下、「センター」という。）では、下記のとおり一般職員（事務系、技術系）の募集を行います。

今回の採用予定数、応募条件、選考方法等は下記のとおりです。

記

1 採用予定数

7名（事務系、技術系）

2 職務の内容

(1)センターが行う水源林造成事業等に関する業務（事務系：企画調整、総務、経理、技術系：水源林造成事業の実行指導、契約地の管理、収穫業務等）

(注)研究職ではありません。

(2)「4 応募条件」を満たす方を対象に、センターの説明会を以下のとおり開催します。事業内容や制度についての説明のほか、先輩職員に直接質問をしていただける時間も設けております。参加は任意ですのでご興味のある方は就職情報サイトへのエントリー時に併せてお申し込みください。

・日 時 平成29年6月3日(土)

13:00(集合) 13:10(開始)～15:30(終了)

・会 場 仙台市、川崎市、名古屋市、京都市、広島市、福岡市

会場等の詳細については、5月中旬頃に就職情報サイト上で御案内し、応募者多数の場合は先着順とさせていただきます。

なお、個別応募者への案内通知は行わず、当日受付にてお名前のみ確認させていただきます。

説明会については、就職情報サイトからのエントリーのみで参加可能ですが、選考に進むためには、履歴書等の提出が必要となりますので以下の記載をご確認下さい。

3 センターからの通知手段

センターからの通知は特段の記載が無い限り、共通の案内に関しては、就職情報サイト上にて行いますので随時確認して下さい。個別の案内に関しては、メール又は郵送により行いますので各通知を確実に受け取れるようにして下さい。

就職情報サイト：(※決定後記載)

メール：就職情報サイト登録のメールアドレス

郵送：履歴書に記載されている住所

上記から変更する必要がある場合は、変更事項、氏名及び就職情報サイト登録の番号を明記の上「12 問い合わせ先」メールアドレスへメール願います。

4 応募条件（以下の条件を全て満たす方）

(1) 昭和58年4月2日以降に生まれた方

(2) 大学を卒業した方

- ・事務系については原則として法律系（法学・政治学等）又は経済系（経済学・商学・経営学等）を専攻又は履修した方
- ・技術系については原則として森林・自然環境系の学科（森林科学、生物資源環境学等）を専攻又は履修した方

(3) 全国転勤可能な方

(4) センターの平成30年4月1日付け採用に応募しない方

(5) 次の各号のいずれにも該当しない方

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの方

三 懲戒免職又はこれに相当する処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

四 日本の国籍を有しない方のうち、次のいずれかに該当する方

ア 採用後に従事することとなる職務を遂行するために必要な在留資格（出入国管理及び難民認定法第2条の2の規定による在留資格をいう。）を有しない方

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した方等の出入国管理に関する特別法に定める特別永住者でない方（採用後に従事することとなる職務を遂行するために必要な在留資格を有する方を除く。）

5 応募方法

I、IIを期限内に完了された方を正式なご応募といたします。

I 就職情報サイトへのエントリー（事務系又は技術系を選択すること。平成29年4月28日（金）から開始、平成29年5月25日（木）15：00締切）

II 応募書類を郵送又は直接持参

応募書類

(1) 履歴書

センターホームページ(<http://www.green.go.jp/>)掲載の指定様式

履歴書に添付しております履歴書記入要領を必ず確認の上、漏れが無いように記入して下さい。

(2) 最終学歴の卒業証明書及び成績証明書（どちらも原本に限る）

応募書類の提出は、郵送又は直接持参の方法とし、平成29年6月12日（月）（17：00必着・締切日時厳守）までとします。

6 応募書類の提出先

封筒に朱書きで事務系志望の方は「9月1日採用事務系一般職員採用応募書類在中」と、技術系志望の方は「9月1日採用技術系一般職員採用応募書類在中」と、明記の上、下記まで送付してください。

なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

<送付先> 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地2 興和川崎西口ビル11F
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 森林管理部労務課人事係

7 選考方法

一般教養・適性審査

- ・方法：各都道府県会場においてテストセンター方式により行います。
- ・期間：平成29年6月17日（土）～6月30日（金）
- ・会場：各都道府県に1以上設置
- ・方法の詳細については、6月13日（火）以降、応募者の就職情報サイト登録のメールアドレス宛てに通知します。6月16日（金）15：00までに案内が届かない場合は、ご連絡下さい。
- ・一般教養・適性審査の結果発表は、7月上旬に受験者全員に通知します。
- ・一般応募の方で一般教養・適性審査の合格者には、面接（1回目）の日時場所等詳細を併せて通知します。

面接（2回）

1回目

- ・日時：平成29年7月15日（土）又は16日（日）のいずれかの日時を指定して通知します。
- ・会場：仙台市、川崎市、名古屋市、京都市、岡山市、福岡市
- ・面接の結果発表は、7月19日（水）までに受験者全員に通知します。なお、1回目の面接の合格者には、2回目の面接の集合時間等の詳細を併せて通知します。

2回目

- ・日時：平成29年7月29日（土）
- ・会場：川崎市（本部） 「12 問い合わせ先」住所に同じ
- ・最終結果発表は、8月上旬までに受験者全員に通知します。

8 勤務地

センター本部（神奈川県川崎市）のほか、北海道から九州までの全国各地にある整備局、水源林整備事務所

（注）今後、北海道から九州まで全国各地の事務所へ転勤があります。

9 給与

国立研究開発法人森林研究・整備機構職員給与規程に基づき支給

大学卒初任給 月20万円程度（ただし、採用前の職歴等により経験年数分加算あり）
（支給要件を満たす場合、扶養、地域、住居、通勤、期末・勤勉手当等あり）

10 勤務時間・休暇

勤務時間は8時30分から17時15分（本部及び関東整備局は9時から17時45分）
の1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年20日の年次休暇（9月1日採用の場合、採用の年は12日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）、介護休暇があります。

年金・健康保険については共済組合制度加入

11 その他

説明会及び受験に際して発生する旅費・宿泊費等は、応募者の自己負担とします。

応募書類は返却しません。なお、記載されている個人情報については、本採用試験以外には使用しません。

12 問い合わせ先

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地2 興和川崎西口ビル11F

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 森林管理部労務課人事係

担当：園田、高倉

Tel：044-543-2504

E-Mail：center-jinji@green.go.jp

理事会資料
平成29年4月14日
森林保険センター

森林保険加入推進活動にかかる予定について

1 森林保険推進戦略ブロック会議

(1) 目的

森林保険の加入促進を戦略的に進めるため、全国を6ブロックに分け、都道府県森林組合連合会の森林保険担当者(担当役員、保険業務担当者)を集めたブロック会議を開催し、センター・森林組合系統が一体となった今後の取組方針を明確にする。

(2) 日程

ブロック	参加都道府県	日程
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県 、福島県	6/1・2
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県	7/20・21
中部	新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、 静岡県 、愛知県	6/29・30
近畿	三重県、滋賀県、京都府、 大阪府 、兵庫県、奈良県、和歌山県	7/3・4
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	6/22・23
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県 、鹿児島県、沖縄県	7/6・7

※□で囲っている県が、開催県

2 初任者研修

(1) 目的

保険加入に必要な窓口サービスの向上を図るため、森林保険業務の経験年数の少ない森林組合系統職員に対し、森林保険の基礎的事項、引受事務、損害填補事務及び森林保険業務システム等の業務上必要な知識についての講義・演習を実施。

(2) 日程：5月15～16日、11月8～10日（開催場所：川崎）

3 業務講習会

(1) 目的

迅速な保険金の支払いを行い被保険者へのサービスの向上を図るため、損害調査を行う有資格者を増員するために講習会を実施。

(2) 日程：6月7～9日（北海道：旭川）、6月14～16日（熊本）
7月12～14日（北海道：札幌）、9月6～9日（鹿児島）
9月20～22日（山形）、10月4～6日（大阪）、10月18～20日（岡山）

4 80周年記念講演会

(1) 目的

基調講演、パネルディスカッションを通じてリスク管理の観点から森林保険の意義を再確認するとともに優秀な森林保険加入促進の取組を行った森林組合等（県森連等から推薦）を表彰し、加入率向上に資することを目的とする。

(2) 日程：平成29年10月31日（火） 10:00～12:00（仮）（開催場所：大手町）

理事会資料

平成29年4月14日

今後の行事予定について

月 日	研 究	水 源	保 険	行 事 名 等	場 所
4月1日	○ ○	○	○	国立研究開発法人森林研究・整備機構へ名称変更 入所式	森林総合研究所
4月14日	○	○	○	第1回理事会	森林総合研究所
4月21日	○			一般公開	森林総合研究所
4月25日		○	○	第1回事業運営会議 第1回保険運営会議	森林整備センター 森林保険センター
5月8日～11日	○			平成29年度九州地区林業試験研究機関連絡協議会 研究担当者会議	九州支所
5月12日	○	○	○	第2回理事会	森林総合研究所
5月13日～14日	○	○	○	第27回森と花の祭典「みどりの感謝祭」出展	日比谷公園
5月中旬	○	○	○	第1回機構会議	森林総合研究所
5月25日～26日		○		整備局長及び水源林整備事務所長合同会議	森林整備センター

主要行事(平成29年3月10日～平成29年4月13日)

月 日	行 事 内 容	出 席 者
3月10日(金)	【共】第12回理事会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
11日(土)	東日本大震災六周年追悼式	理事長
17日(金)	監事による理事へのヒアリング	企画・総務・森林保険担当理事、森林保険センター所長、両監事
22日(水)	【共】本所コンプライアンス推進委員会	企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事
23日(木)	【共】平成28年度コンプライアンス合同報告会	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、法令遵守担当理事
	【共】テニユア審査委員会	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事
24日(金)	監事による理事長へのヒアリング	理事長、両監事
26日(日) ～28日(火)	第128回日本森林学会大会	理事長、研究担当理事
27日(月)	次世代育成支援委員会	企画・総務・森林保険担当理事
29日(水)	IUFRO-J委員会	理事長、研究担当理事
31日(金)	【本】送所式	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事
4月3日(月)	【共】入所式	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事
4日(火)	庁議	理事長
11日(火)	【共】新規採用者研修開講式	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事
11日(火)	【共】新規採用者研修閉講式	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事

※ 【本】:本所、【育】:林木育種センター、【保】:森林保険センター、【整】:森林整備センター、【共】:共通の行事 の略

国立研究開発法人森林研究・整備機構理事会規程

平成29年3月31日
28森林総研第1832号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人森林研究・整備機構組織・事務分掌規程（13森林総研第47号。以下「組織・事務分掌規程」という。）第2条の規定に基づき置く理事会及びその運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成員等)

第2条 理事会の構成員（以下「構成員」という。）は、理事長、理事、監事とする。
2 理事会には、理事長が適当と認める者を同席させることができる。

(開催)

第3条 理事会は、毎月1回程度開催する。
2 理事長は、前項の他必要があると認めたときは、随時に理事会を開催することができる。

(招集)

第4条 理事会は、理事長が招集する。

(職員の出席)

第5条 理事長は、必要に応じて、関係職員を理事会に出席させ、説明又は報告をさせることができる。

(議長等)

第6条 理事会の議長は、理事長とする。
2 理事会は、理事長（理事長に事故があるときはその代理）の出席のほか、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。
3 理事会の進行は、理事長が適当と認めた者に行わせることができる。

(審議事項)

第7条 理事会で審議を要する事項（以下「審議事項」という。）は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務運営の基本方針に関する事項
- 二 内部統制に関する事項
- 三 組織に関する事項
- 四 人事に関する事項
- 五 予算に関する事項
- 六 訴訟及び重大な事故に対する対策に関する事項

七 その他理事長が必要と認めた事項

- 2 出席者は、審議事項以外の事項で、構成員等に周知を図る必要があると考える事項を報告することができる。
- 3 前項により報告された事項で、構成員から審議すべきとの提案があった場合において、理事長は、これを適当と認める場合には、審議事項とすることができる。

(審議事項に係る決定等)

- 第8条 審議事項に係る決定は、十分な審議を行い、構成員の合意を得るよう努めるものとする。構成員の合意が得られない場合には、出席した構成員の賛否の確認を行った上で、理事長が判断し、決定するものとする。
- 2 決定した事項のうち、理事長が必要と認めるものは、速やかに職員その他の関係者に対して周知を図るものとする。

(議事録の作成)

- 第9条 理事会に付議された事項の審議結果（構成員の合意によらない場合は、各構成員の賛否を含む。）及び重要な報告は、議事録にこれを記録するものとする。

(情報の開示)

- 第10条 理事会の審議内容は、原則として公開する。なお、審議事項にかかる情報開示の方法については、理事会において定める。

(庶務)

- 第11条 理事会の庶務は、森林総合研究所総務部総務課において行う。

(その他)

- 第12条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会で審議した上で決定する。

附 則（平成29年3月31日 28森林総研第1832号）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第2条 国立研究開発法人森林総合研究所理事会運営要領は廃止する。